

職員の給与等に関する 報告及び勧告

令和 6 年 10 月

石川県人事委員会

人 委 第 3 4 9 号
令和 6 年 1 0 月 2 2 日

石川県議会議長 善 田 善 彦 様
石 川 県 知 事 馳 浩 様

石川県人事委員会
委 員 長 持 木 一 茂

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第 8 条、第 1 4 条及び第 2 6 条の規定により、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告のとおり、所要の措置をとられ、実施されるよう要請します。

報 告

本委員会は、職員の給与等について講ずべき措置を検討するため、例年どおり、職員の給与の実態及び民間事業の従事者の給与、生計費その他職員の給与を決定する諸条件等について調査研究を行ってきたが、その概要は、次のとおりである。

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した令和 6 年職員給与等実態調査（以下「職員給与等実態調査」という。）によると、本年 4 月における職員（県費負担の市町立学校職員（以下「県費負担職員」という。）を含み、技能労務職員、企業職員及び一般職の職員の給与に関する条例附則第 30 項により給料月額が決定される職員を除く。以下同じ。）の数は 13,788 人であり、従事する職務の種類に応じ 8 種類の給料表の適用を受けており、その平均給与月額は 379,577 円（平均年齢 40.1 歳）となっている。

これらの職員のうち、民間給与との比較を行う行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職の職員」という。）の数は 3,589 人であり、その平均給与月額は 360,312 円（平均年齢 41.0 歳）となる。

2 民間給与の調査

(1) 民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 587 のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 153 の事業所について令和 6 年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施し、給与改定の有無にかかわらず、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を調査した（調査完了率 87.4%）。

また、各民間企業における給与改定の実施状況等について、本年も引き続き調査を実施した。

(2) 調査の実施結果等

民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 39.0%（昨年 36.3%）、高校卒で 26.7%（同 25.8%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 74.9%（同 59.2%）、高校卒で 74.3%（同 64.9%）といずれも昨年に比べ増加している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 25.1%（同 40.8%）、高校卒で 25.7%（同 35.1%）といずれも昨年に比べ減少している（参考資料 2 第 6 表）。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で 69.6%（昨年 59.9%）、課長級で 57.1%（同 46.7%）といずれも昨年に比べ増加している。一方、ベースダウンを実施した事業所は、一般の従業員（係員）、課長級ともに昨年同様なかった（参考資料 2 第 7 表）。

また、定期昇給を実施した事業所のうち、定期昇給の額を増額した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で 33.5%（同 39.7%）、課長級で 27.0%（同 34.3%）といずれも昨年に比べ減少している。一方、定期昇給の額を減額した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で 6.7%（同 0.7%）、課長級で 5.1%（同 0.7%）といずれも昨年に比べ増加している（参考資料 2 第 8 表）。

3 職員の給与と民間給与の比較

(1) 給与の較差

本委員会は、職員給与等実態調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職の職員、民間事業所の従事者にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が対応すると認められる者同士の給与額を対比させ、精確に比較（ラスパイレス方式）した。

その結果、民間給与が職員の給与を 1 人当たり平均 2.70%（9,756 円）上回っていることが明らかになった（第 1 表）。

第 1 表 職員の給与と民間給与の較差

区 分		較 差
民 間 給 与	職 員 の 給 与	
371,525円	361,769円	2.70%（9,756円）

（注） 1 民間従事者・職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は、含まれていない。

2 民間従事者と比較し得た職員数は、行政職の職員 3,589 人のうち、3,479 人（平均年齢 41.3 歳）である。

(2) 特別給

本委員会は、民間給与実態調査により民間の特別給の過去 1 年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給の年間支給割合を合わせることを基本に勧告を行っている。

民間給与実態調査の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 of 4.60 月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合（4.50 月分）を上回っている（第 2 表）。

第2表 民間における特別給の支給状況

項	目	年 間 支 給 割 合
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期	2.27月分
	上 半 期	2.33月分
	計	4.60月分

(注) 「下半期」とは令和5年8月から令和6年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 物価

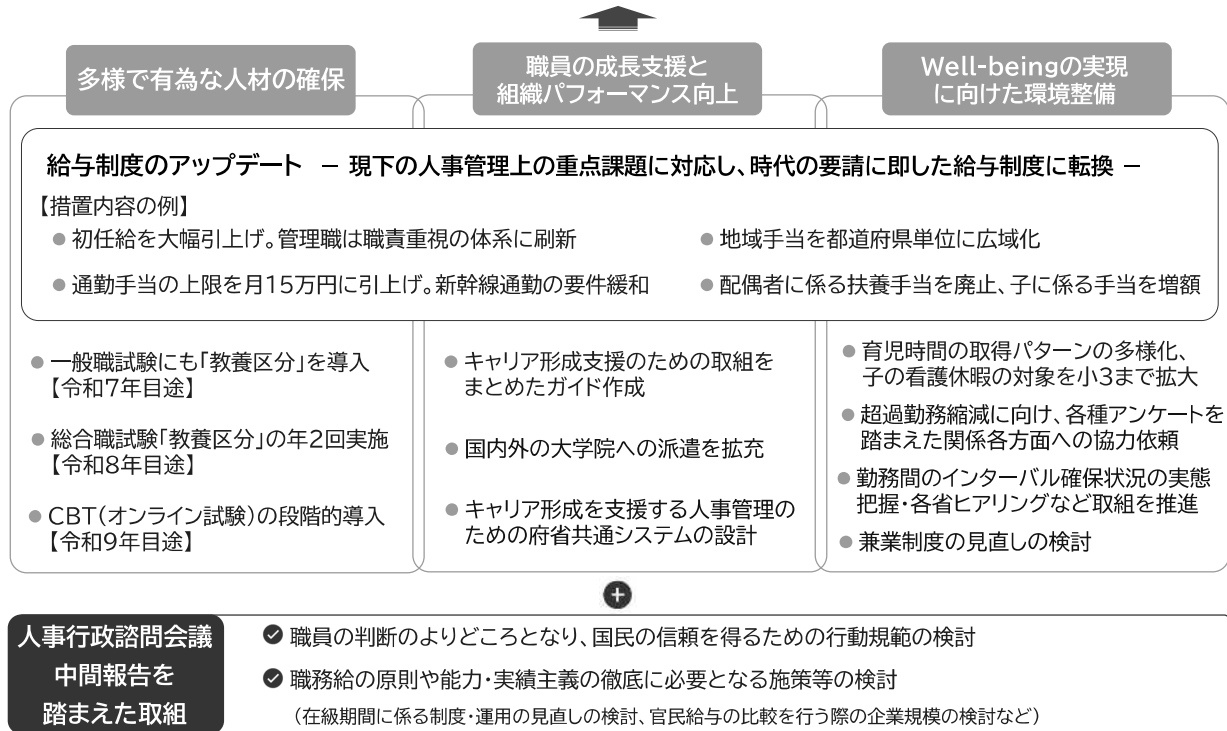
本年4月の金沢市における消費者物価指数（総務省）は、前年同月比で、3.0%増となっている。

5 国家公務員の給与等

人事院は、8月8日に国家公務員の給与等について報告し、併せて給与勧告等を行ったが、その概要は次のとおりである。

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



本年の給与勧告のポイント①

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- **【月例給】** 官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- **【ボーナス】** 0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- **【給与制度のアップデート】** 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
 - ①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善
官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

本年の給与勧告のポイント②

月例給

〔民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較〕《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳]
- ⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返し分(※) 1,267円]
- ※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
- 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
- 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円
- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
- ※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
- ※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス

〔直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較〕《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間の支給割合…4.60月
- ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月 (一般の職員の場合の支給月数)
- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
- 年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)
- ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月(現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月(支給済み)	1.075月(現行1.025月)
7年度以降	期末手当	1.25月	1.25月
	勤勉手当	1.05月	1.05月

寒冷地手当

《手当額改定：令和6年4月1日実施、支給地域改定：令和7年4月1日実施》

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

給与制度のアップデート 基本的な考え方

対応すべき課題

① 人材の確保への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、採用市場での競争力を向上

② 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映した処遇とするとともに、全国各地での行政サービス提供維持のため人事配置を円滑化

③ ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応

職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を支援

若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど処遇を改善

能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に勤務成績反映ができるよう措置

6つの観点で給与制度を整備

地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様化を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、通勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の諸手当を見直し

その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

給与制度のアップデート 措置内容 ①俸給

係員級：新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
 - ✓ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
 - ✓ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
 - ✓ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
 - ✓ 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

【行政職俸給表(一)の初任給】

	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
改定前	200,700円	196,200円	166,600円
改定後	230,000円	220,000円	188,000円
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21,400円 (+12.8%)
本府省勤務 の場合	284,800円	271,200円	232,800円

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

係長級～本府省課長補佐級：俸給の最低水準の引上げ等

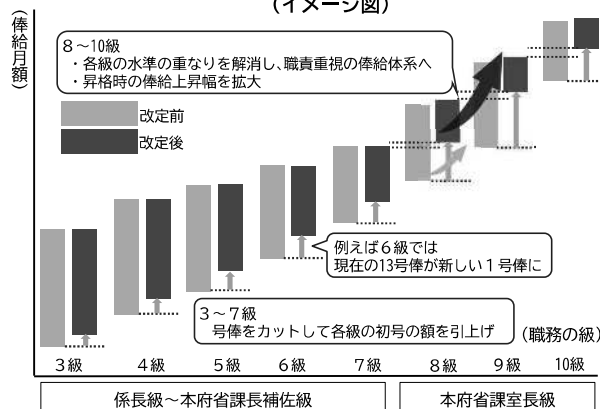
- 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ(最大3.5万円)
 - ✓ 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

本府省課室長級：職責重視の俸給体系への見直し

- 各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消
 - ✓ より職責を重視した俸給体系となるよう大幅見直し
- 昇格時の俸給上昇幅(最大5万円の上昇)拡大
 - ✓ 昇格により給与が大きく上昇する仕組みに
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる給与上昇を確保

※行政職(一)、専門行政職、税務職、公安職(一)(二)、教育職(一)、研究職、医療職(一)を導入

【係長級～本府省課室長級の俸給水準(行政職俸給表(一))】 (イメージ図)

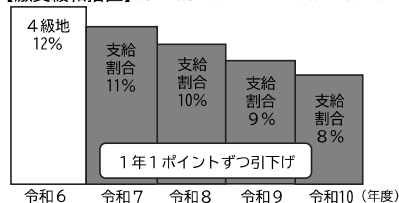


給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

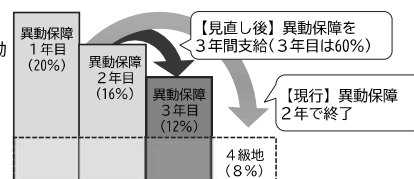
【見直し後】 16都府県 +79市

級地区区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 静岡県、三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等

異動保障の延長 [令和7年4月以降の異動者に適用]

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%
→ 4級地8%に異動



見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1 級地（20%）		東京都：特別区
2 級地（16%）	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3 級地（12%）	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4 級地（8%）	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5 級地（4%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当

扶養手当の見直し

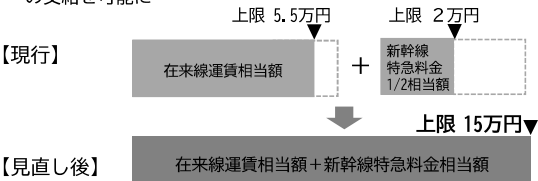
- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
 - ✓ 配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応
 - ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一) 7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(一) 8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
 - ✓ 支給限度額を15万円に引上げ
 - ✓ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
 - ✓ 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
 - ✓ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に



管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
 - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職職員、専門スタッフ職職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
 - ✓ 地域手当の異動保障等
 - ✓ 研究員調整手当
 - ✓ 住居手当
 - ✓ 特地勤務手当(準ずる手当含む)
 - ✓ 寒冷地手当

[地域手当の異動保障、特地勤務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の異動者に適用]
- 各手当の支給額は一般の職員と同様

給与制度のアップデート 措置内容 ④ボーナス

勤勉手当の成績率の上限引上げ等

- 本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

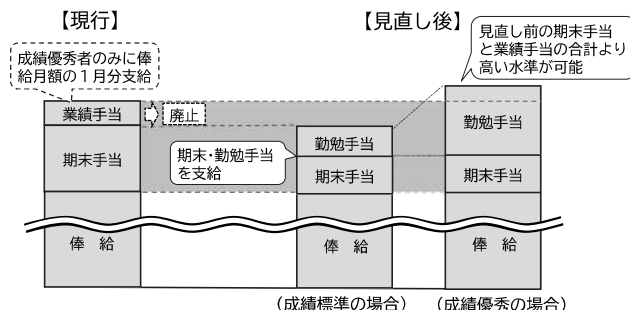
【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後
「特に優秀」区分の成績率上限	平均支給月数の2倍 2.05 (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 3.15 (平均支給月数1.05)
上位の成績区分の人員分布率	特に優秀：5%以上 優秀：25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせて30%以上(うち「特に優秀」を5%以上)※

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

特定任期付職員のボーナス充充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
 - ✓ 特定任期付職員業績手当を廃止
 - ✓ 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
 - ✓ 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準



【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧

※特記するものを除き
令和7年4月から実施

俸給

若年層競争力 職務職責重視 能力実績反映

- 新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ。採用市場での競争力のある水準に
(令和6年4月実施)
- 係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善
- 本府省課室長級について、職責重視の体系に刷新。重い役割に見合う処遇を確保
 - 俸給月額の最低水準引上げ、隣接する級間の俸給月額の重なり解消などにより、昇格時に給与が大きく上がる仕組みに
 - 成績優秀者は昇給により更に大きな給与上昇を確保

地域手当

地域給与反映

- 地域の民間賃金に関する最新データを反映
- 隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏まえ、支給地域等を見直し
 - 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ広域化。民間賃金の高い中核的な市は個別指定
 - 級地区分：7段階から5段階へ削減
 - 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。引上げは都道府県割合の1段階上までに抑制、原資の状況を踏まえて段階的实施
- 異動保障を2年間から3年間に延長
- 今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

【見直し後の支給地域】 16都府県+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等

その他諸手当

採用・異動ニーズ 環境変化対応

- 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消
- 新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和
- 単身赴任手当を採用時から支給可能に
- 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保
- 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

ボーナス

能力実績反映

- 勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボーナス増額を可能に
- 特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

再任用職員

採用・異動ニーズ

- 異動に資する手当(地域手当の異動保障、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)を支給。多様な人事配置での活躍を支援

本年の育児休業等に関する法律についての意見の申出のポイント

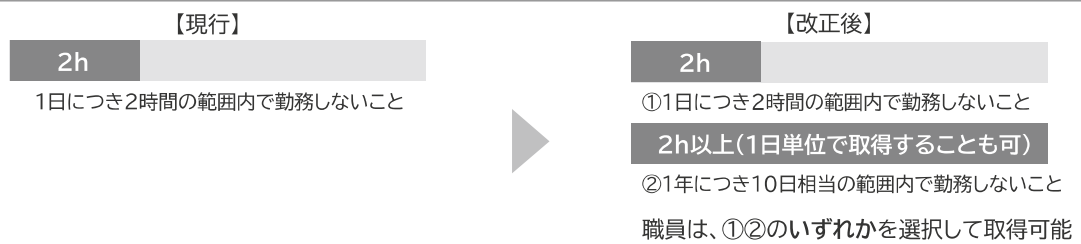
趣旨

本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする
》》 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上

概要

育児休業法を改正し、

- ・ 育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるパターンを選択可能に
- ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大



※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施

む す び

職員給与等実態調査及び民間給与実態調査の結果並びに人事院の給与勧告等を総合的に検討したところ、本委員会は、地方公務員法に定める給与等決定の原則に従い、職員の給与等について次のとおり改定及び検討する必要があると認める。

1 公民較差に基づく職員の給与改定等

(1) 基本的な考え方

前記のとおり、本年4月時点で、民間給与が職員の給与を2.70%（9,756円）上回っていることが判明した。

給与勧告については、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、民間の給与水準を重視することを基本としながら地域の国家公務員の給与水準も目安として対応すべきものである。

本委員会としては、こうしたことを総合的に判断し、給料表について、人事院勧告による国家公務員の俸給表に準じた上で、給料表の各号給の額に一定の率を乗じて、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全年齢層の給料月額の上上げ改定を行うとともに、諸手当の改定を行うことが適切であると判断した。

また、特別給（期末手当・勤勉手当）については、人事院勧告及び民間の支給割合等を考慮し、支給割合を引き上げることが適切であると判断した。

(2) 本年の給与改定

ア 給料表

行政職給料表の給料月額を人事院勧告による国家公務員の俸給表に準じた上で、給料表の各号給の額に一定の率（100分の100.24）を乗じて改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料月額についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う必要がある。

イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

獣医師に対する初任給調整手当についても、医師及び歯科医師に準じて所要の改定を行う必要がある。

(イ) 寒冷地手当

寒冷地手当は、支給月額及び支給要件について、人事院勧告に準じて所要の改定を行

う必要がある。また、気象庁から新たな気象データ（1991年から2020年までの30年平均値を用いたメッシュ平年値2020）が提供されたことから、人事委員会規則で定める公署指定について、国の指定基準に基づき、見直しを行うこととする。支給月額の設定は本年度から、その他の改定は令和7年4月1日から実施する。

なお、改定日の前日から公署指定が解除される公署に引き続き勤務している職員のうち、必要な者については、国家公務員に対してとられる措置に準じて、所要の経過措置を講ずる必要がある。

ウ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当の支給割合については、人事院勧告及び民間における支給割合を考慮し、現行の年間支給割合4.50月分を0.10月分引き上げ、4.60月分とする必要がある。支給割合の引き上げ分は、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当に均等に配分し、令和7年度以降においては、期末手当・勤勉手当のそれぞれの支給割合が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給割合を引き上げる必要がある。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 基本的な考え方

人事院は、国家公務員の人材確保が危機的な状況等にあるとして、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下「給与制度のアップデート」という。）として、様々な側面から包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとした。

本県においても、職員の人材確保等、国と共通した課題があることから、「給与制度のアップデート」の措置内容に準じて所要の改定を行うことが必要であると判断した。

(2) 措置内容

ア 給料表等

人事院勧告に準じ、初任給の大幅な引き上げを図り、本年の給与改定において先行して措置する。また、行政職給料表8級以上について、現行の号給を大きくくり化することによって、各級を給料月額の刻みの大きい簡素な号給構成とするなど、職務や職責をより重視した給料体系とするとともに、昇給制度を見直すほか、所要の調整を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改正を行う必要がある。

イ 諸手当

(ア) 地域手当

a 支給地域の設定等

人事院は、級地区分の設定について、都道府県単位を基本とし、支給地域と支給割合を見直すよう勧告した。

地域手当については、級地区分数を削減するなどの措置が必要である。

見直し後の支給地域及び支給割合については、別表 1 のとおりとする。

b 異動保障措置

異動保障（石川県の地域外の地域等に在勤していた場合を除く。）については、人事院勧告に準じた異動保障措置とする必要がある。

(イ) 扶養手当

人事院は、民間企業及び公務の配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる勧告を行ったところである。

このような状況の変化等を踏まえつつ、本県では、従来、給与制度は地方公務員法に定める給与決定の原則に則り国家公務員の給与制度に準ずることを基本とし、扶養手当制度についても国家公務員の取扱いに準じてきたことから、国の扶養手当制度に準じた見直しを行う必要がある。

なお、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当額の引上げについては、人事院勧告に準じ、段階的に実施することとし、具体的な手当額は、別表 2 のとおりとする。

(ウ) 通勤手当及び単身赴任手当

人事院は、採用時から新幹線等による通勤や単身赴任を余儀なくされる職員が生じていることから、採用に伴い手当の支給要件を満たした職員にも手当を支給するよう勧告した。また、勤務地を異にする異動に伴って転居を回避するために新幹線等による通勤を余儀なくされる場合など職員が自己負担せざるを得ない状況があることを踏まえ、通勤手当の支給限度額を引き上げ、支給限度額の範囲内で、新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても全額支給することとし、支給要件についても緩和することとしたところである。

本県においても、通勤手当の支給限度額の引上げと通勤手当及び単身赴任手当の支給要件について見直しが必要である。

(エ) 管理職員特別勤務手当

人事院勧告に準じ、平日深夜の支給対象時間帯を拡大し、午前 0 時から午前 5 時までとなっている支給時間帯を午後 10 時から午前 5 時までとするよう見直しが必要である。

(オ) 特別給

a 勤勉手当の成績率

人事委員会規則で定める勤勉手当の成績率の上限について、見直しを行うこととする。

b 特定任期付職員の制度

特定任期付職員業績手当を廃止するとともに、勤勉手当を新たに支給する必要がある。

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の平均支給月数は、年間で期末手当 1.9 月、勤勉手当 1.75 月とし、6 月期と 12 月期の支給月数が均等になるように定める必要がある。

(カ) 定年前提任用短時間勤務職員等の給与

定年前提任用短時間職員及び暫定再任用職員に対して、人事院勧告に準じて各手当を新たに支給する必要がある。

3 今後の検討課題

(1) 人材の確保及び育成等

人口減少や少子高齢化の急速な進行、デジタル社会の進展、大規模災害への対応など、ますます複雑・多様化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、それらを担うことができる高い能力と意欲を持った人材の確保及び育成に取り組んでいくことが極めて重要である。本年度の県職員採用試験（大学卒程度）の申込者数は、企業の採用意欲が高まっていることも影響し、多くの都道府県と同様、前年度より減少するなど、職員採用をめぐる環境は厳しさを増している。

本委員会においては、多様で有為な人材を確保するため、学生・保護者向けの職員採用説明会の開催や大学の就職ガイダンスへの参加、SNS や職員採用ポータルサイトによる情報発信といった職員募集活動に取り組んでいる。また、若手職員を起用し、県庁の仕事内容ややりがいを個別面談でPRする「石川県庁ナビゲータ制度」の実施や、職場見学とフリートークで交流を深める「石川県庁トークカフェ」の開催など、県職員として働くことの魅力を実感してもらえ、取組を進めてきたところであり、引き続き積極的に職員募集活動を展開していく。

県職員採用試験については、社会情勢の変化に応じて見直しており、公務員試験対策をしていない民間企業志望の方も受験しやすい「先行枠」試験については、本年度は総合土木職に加え、林学職についても実施したところである。また、大学卒程度の総合土木職については、受験者が一定の経験等を経た後に採用できるように、採用候補者名簿の有効期間を1年から3年に延長した。警察官試験については、社会経験者等の多様な人材を確保するため、受験資格年齢の上限を33歳未満から35歳未満に引き上げた。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震からの復旧・復興の推進にあたり、一時的に生じている職員不足に対応するため、オンライン面接の実施など受験しやすい環境を整備のうえ採用試験を実施し、任期付職員が順次任用されているところである。

国が策定した自治体DX推進計画におけるデジタル人材の確保・育成については、本県で

は、令和3年度より職務経験者採用試験における「行政（情報）」区分を設け、即戦力となるデジタル人材を確保している。行政のデジタル化の取組を進めるためには、職員のデジタル技術への対応能力の向上が不可欠であり、今後とも職員の能力を高めていく必要がある。

人材の育成については、任命権者において、職員のキャリア形成を支援する研修等を実施するとともに、人事評価制度を活用した職員の意欲と能力の向上に努めている。

女性職員の活躍の推進については、任命権者において、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大による多様な職務機会の付与、キャリア形成・育児支援研修の実施、キャリアパスモデルの紹介、部下や業務のマネジメントを担うグループリーダーへの積極登用に取り組み、管理職に占める女性職員の割合は上昇傾向にある。また、県職員採用試験（大学卒程度）では、最終合格者数における女性の割合が近年5割を超えており、今後とも女性職員の活躍を支援するための研修を実施するとともに、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援制度の整備、ハラスメント防止対策の徹底などを通じて、女性職員がより一層活躍できる職場環境の整備に取り組む必要がある。

本年の人事院勧告において、人事院は、公務組織を支える多様で有為な人材を確保する観点から、処遇面での取組が不可欠であるとし、採用市場における競争力を向上させるための若年層の給与水準の引上げなどの措置を講じると報告している。今後とも任命権者と連携しながら県職員採用試験の見直しをはじめとする人材の確保・育成等について、国や他の都道府県の動向も踏まえ、検討していく必要がある。

会計年度任用職員の処遇等については、地方公務員法その他の関係規定に基づき、常勤職員との権衡を踏まえ、引き続き国や他の都道府県の動向に留意しながら、適正な任用や勤務条件の確保に努める必要がある。

(2) 仕事と生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、意欲的に公務に取り組むためには、安心して働き続けられる職場環境の整備が重要である。

任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、年次有給休暇の取得を促進するため、年5日以上確実に取得するよう取組を進めてきたところである。知事部局においては、令和5年の年次有給休暇取得日数が5日未満であった職員の割合は、前年より下回ったものの、本年は能登半島地震及び先月の奥能登豪雨からの復旧・復興に向けて全庁を挙げて取り組んでおり、管理職員において、業務の効率化や年次有給休暇を取りやすい職場環境づくりを進めるなど、引き続き職員の年次有給休暇の取得促進に努めていくことが必要である。

男性職員の育児参加の促進については、子育て経験のある職員の実体験を取りまとめた事例集の作成・周知に取り組み、令和4年10月から男性の育児参加のための特別休暇の対象期間を拡大してきたところである。昨年度、知事部局において、男性職員の育児休業取得率が7割となり、取組の成果は着実に現れている。なお、本年5月に特定事業主行動計画を改正し、男性職員の育児休業取得率の目標が30%から一週間以上の取得85%へ大幅に

引き上げられており、目標の達成のため取得促進に向けた取組を実施していく必要がある。

管理職員においては、より一層リーダーシップを発揮し、職場全体で休暇・休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。

多様で柔軟な働き方の推進については、本県では、本年度から在宅勤務を中心とした働き方をする職員について、在宅勤務等手当が新設された。また、国や一部の自治体では、週休3日制を選択できるフレックスタイム制の導入が始まっているところである。

さらに、民間労働法制においては、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、来年4月から段階的に施行されることとなっている。人事院においては、今般の法改正の内容を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するよう、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。本県においても、国の関係法令の改正動向を踏まえ、所要の措置を講じる必要がある。仕事や生活のあり方に関する価値観が多様化している中、性別や年代を問わず育児や介護など様々な事情を抱える職員が継続して勤務できる環境を整備することが求められるようになってきていることから、本県においても、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度について、他の都道府県の動向も参考にしながら、検討していく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策の推進等

職員が職務の遂行にあたって最大の能力を発揮するには、心身ともに健康であることが重要であるが、近年、心身の疲労やストレスを要因とする精神疾患による休職者数は病気休職者全体の7割近くを占めている。また、能登半島地震及び奥能登豪雨からの復旧・復興に向けた業務が長期化し、心身の疲労の蓄積、ストレス等の増加が懸念される中、職員が心身ともに健康で働き続けるためにも、メンタルヘルス対策は依然として重要な課題である。

任命権者においては、これまでも各種メンタルヘルス相談窓口の設置や管理職員等を対象とした研修の実施、ストレスチェックの集団分析を活用した職場環境の改善に取り組むとともに、令和3年度から月100時間を超える時間外勤務を行った職員に対して産業医による面接指導を義務化したほか、新規採用職員等を対象に臨床心理士によるカウンセリング体験を行い、必要に応じて相談窓口を紹介することや、人事異動1年目の20歳台の職員にセルフチェック票を配付して自身のメンタルの状態を確認することとするなど、職員のメンタルヘルス対策を強化している。さらに、本年5月には、知事部局の全職員を対象に心身の健康チェックを実施し、不調者の早期発見、早期対応に努めているほか、7月以降、能登地区で産業医による健康相談を実施した。管理職員においては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、心身の不調の早期発見に努めるとともに、面接指導を実施した職員に対しては、産業医の意見を踏まえ適切に対応することが重要である。

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等の様々なハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つけ、職員の能力の発揮を妨げるとともに職場環境にも支障をもたらす許されない行為である。

任命権者においては、令和2年6月に施行された改正労働施策総合推進法を踏まえ、「パワー・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」等を改正し、職員向けパンフレットの配布やハラスメント相談専用のメールアドレスを設置するとともに、毎年、ハラスメント防止週間を定め、チラシの配布などにより相談体制や防止への周知啓発を行うなど、ハラスメント防止対策を充実させており、引き続き快適な職場環境の整備に取り組む必要がある。

顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントについても、組織として対応し、その内容に応じて迅速かつ適切に職員の救済を図ることが、任命権者に求められているところである。

本委員会においても、ハラスメントに関する職員の迅速な救済という観点から、勤務条件に関する職員からの苦情相談窓口の活用について周知しているところであり、公平審査制度による早期解決も含め、引き続きハラスメント防止対策に取り組んでいく。

(4) 長時間労働の是正

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、人材の確保や仕事と生活の両立にも影響を及ぼすものであり、長時間労働の是正は喫緊の課題である。

民間労働法制による時間外労働の上限が適用されない職員については、平成31年4月から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則として月45時間、年360時間、他律的業務の比重が高い部署においては月100時間、年720時間等と設定するとともに、大規模災害への対処等の重要な業務に従事させるために上限を超えて時間外勤務を命ずる場合は、その要因の整理、分析及び検証を行うこととしている。

知事部局においては、これまでも定時退庁日や時間外勤務縮減強化月間・強化ウィークの設定、県民育児の日におけるイクボス庁内巡回の実施など、時間外勤務の縮減に取り組んでいるものの、昨年度の時間外勤務の実績については、能登半島地震発災以降、全庁挙げて災害対応にあたり、復旧・復興に向けた様々な業務に継続的に取り組んだことにより、大幅に増加した。

こうしたことから、今年度、能登半島地震復旧・復興推進部が新設され、組織的・効率的に対応する体制が整えられるとともに、職員の負担軽減と地震からの復旧・復興を推進するため、任期付職員を順次任用しているところである。各任命権者において、今後とも業務の繁閑がある場合における部局内での一時的職員配置の変更、業務プロセスの見直し、デジタル技術の積極活用による業務の一層の合理化・効率化、民間委託の推進など、事務負担の軽減に取り組み、特定事業主行動計画で掲げた数値目標の達成に向け、不断の努力を続けていく必要がある。

また、令和4年4月から、パソコンの使用時間の記録等を利用した勤務時間管理を行っており、職員の健康管理のためにも、引き続き適正に把握していく必要がある。管理職員においては、時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、職員に明確で適切な指示を与えながら的確な進行管理を行い、必要に応じて事務配分や職員配置を見直すほか、内部資料を可能な限り簡素化しつつ迅速に決断できるよう、判断能力の向上に努めることが肝要で

ある。ただし、こうした業務の合理化やリーダーシップの発揮に努めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務に従事させざるを得ない場合には、業務量に応じた人員を配置して対応する必要がある。

教育委員会においては、平成 30 年 3 月、「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を策定し、これまで、定時退校日や夏季休業期間中の学校閉庁日、県内で統一した部活動休業日を設定するとともに、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や部活動指導員の配置による業務の縮減、若手教員早期育成プログラムによるサポート体制の一層の充実、ICT を活用した業務の効率化に取り組んできた。この結果、昨年度の教職員一人当たりの時間外勤務時間は、小学校、中学校及び全日制高等学校いずれの校種においても、一斉臨時休校といった新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受ける前の令和元年度に比べて減少したものの、時間外勤務時間が月 80 時間を超える教職員をゼロとする目標の達成には至らず、特に中学校においては、教職員の 1 割が月 80 時間を超えている。

本年 3 月には、教育職員の業務の量の適切な管理と健康及び福祉を確保するために原則として月 45 時間、年 360 時間等と規定されている教育職員の時間外勤務時間の上限を定める教育委員会規則の実効性を高めるため、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が改正されたところである。また、部活動指導員の増員、ICT 支援員の県立学校への配置といった外部人材の積極活用、AI を活用した採点業務省力化ソフトの全日制高等学校への導入といった校務の ICT 化の推進にも取り組んでいる。校長等の管理職員においては、率先して業務の縮減や効率化を図りつつ、引き続き教職員の勤務状況の的確な把握と適正管理に努めるなど、更なる教職員の負担軽減に取り組むことが重要である。

本年 8 月には、中央教育審議会が、教職調整額の率の引上げ、教科担任制を現行の小学校 5，6 年生から 3，4 年生に拡大すること等による教職員の増員、全教員の時間外在校等時間を月 45 時間以内にしよう求めるなど、公立学校教員の処遇改善と働き方改革について答申したところであり、今後とも施策の実現に向けた国の取組を注視する必要がある。

本委員会としても、職員の勤務条件に関する調査や指導の実施等、引き続き労働基準監督機関としての職権を適切に行使していく。

(5) 高齢期の雇用問題

高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するため、昨年度から定年が段階的に引き上げられ、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制も導入されたところである。

また、当分の間、60 歳を超える職員の給料月額を 60 歳前の 7 割水準とされた給与水準については、国は、定年の段階的引上げが完成するまでに人事院の検討を踏まえ所要の措置を講じることとしており、本県としても国の動向を注視する必要がある。

任命権者においては、60 歳以後の勤務条件に関する情報提供を丁寧に行うとともに、職員の 60 歳以後の勤務の意思確認に努め、定年の引上げ期間中においては、職員の年齢構成に偏りが生じることのないよう、中長期的な観点から定員管理を行っていく必要がある。

人事委員会の勧告は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、地方公務員法の情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき行っている。

本年の勧告は、民間給与が職員給与を上回っていることから、公民の給与較差を解消するため、人事院勧告による国家公務員の俸給表に準じた上で、給料表の各号給の額に一定の率を乗じて、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全年齢層において、給料月額を引き上げるとともに、諸手当の改定を行うことを内容とするものである。

また、本年の人事院勧告では、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、「給与制度のアップデート」として、様々な側面から包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとされ、本県においても、「給与制度のアップデート」の措置内容に準じて、給与制度についても所要の改定を行うものである。

なお、給料表の水準については、公務としての近似性・類似性の面から、地域の国家公務員の給与水準との均衡に配慮しながら、毎年、そのあり方について検討すべきものである。

地方公務員法の情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき勧告を行うことは、長期的視点から見ると、職員に対し県民から支持される納得性の高い給与水準を確保し、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、本県行政運営の安定に寄与するものである。

職員各位においては、日頃から高い使命感を持って献身的に職務にまい進していることに加え、能登半島地震と奥能登豪雨による被災者の支援、被災地域の復旧・復興にあたり全力を挙げて取り組んでいることに対し、敬意を表するとともに、全体の奉仕者たる自らの立場を自覚し、引き続き職務に精励されることを要望する。

議会及び知事におかれては、この勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別表 1 地域手当の支給地域及び支給割合

見直し後の 級 地 (支給割合)	支 給 地 域	令和 7 年度の 地域手当の支給割合	令和 7 年 3 月 31 日の 地域手当の支給割合
1 級地 (2 0 %)	東京都特別区	2 0	2 0
2 級地 (1 6 %)	大阪市	1 6	1 6
5 級地 (4 %)	金沢市	3	3
非支給地 (0 %)	内灘町	2	3

(注) 支給地域は、県の公署があるもの。

別表 2 各年度の扶養手当の手当額

(単位：円)

年 度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下	6, 500	3, 000	(支給しない)
	行政職給料表 8 級	3, 500	(支給しない)	(支給しない)
子		10, 000	11, 500	13, 000

(注) 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年石川県条例第30号)、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成17年石川県条例第9号)及び石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年石川県条例第28号)を改正することを勧告する。

I 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

1 一般職の職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

- (ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を416,600円とすること。
- (イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円とすること。
- (ウ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

イ 寒冷地手当について

- (ア) 寒冷地手当の支給月額を職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800 円	11,400 円	8,200 円

- (イ) 寒冷地手当の支給にあたり、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和6年12月期の支給割合

- (ア) (イ)以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、0.7125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、0.5125 月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分）とすること。

イ 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

(ア) (イ)以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7 月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5 月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和 6 年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

イ 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.725 月分とすること。
(ただし、特定任期付職員については、Ⅱの 2 のとおりとすること。)

Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）のための関係条例の改正

1 一般職の職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

I の 1 の(1)による改定後の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第 4 の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委

員会規則で定める職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第4条第6項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(3) 諸手当

ア 扶養手当について

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

イ 地域手当について

(ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- a 1級地 100分の20
- b 2級地 100分の16
- c 3級地 100分の12
- d 4級地 100分の8
- e 5級地 100分の4

(イ) 一般職の職員の給与に関する条例第10条の4の規定による地域手当（石川県の地域外の地域等に在勤していた場合を除く。）について、支給期間を異動等の日から3年を経過するまでの間とし、異動等の日から2年を経過する日の翌日から3年を経過する日までの期間の支給割合を異動等の前に在勤していた地域等に係る地域手当の支給割合に100分の60を乗じて得た割合とすること。

ウ 通勤手当について

(ア) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(イ) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(ウ) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給すること。

エ 単身赴任手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤す

ることが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

オ 管理職員特別勤務手当について

管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

カ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について

定年前再任用短時間勤務職員に対して、一般職の職員の給与に関する条例第10条の3及び第10条の4の規定による地域手当、住居手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。
- (3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額を超えてはならないこと。
- (4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の改正

暫定再任用職員に対して、一般職の職員の給与に関する条例第10条の3及び第10条の4の規定による地域手当、住居手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

III 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のイの(イ)、(3)のイ、2の(2)のイ、II並びにIIIの2の(1)及び(2)については令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,900	230,600	261,900	288,000	310,500	335,800	374,300	416,600	466,600
	2	185,000	232,100	262,900	289,600	312,200	337,700	376,900	419,000	469,700
	3	186,200	233,600	263,900	291,100	314,000	339,500	379,200	421,500	472,700
	4	187,300	235,100	264,900	292,600	315,500	341,300	381,400	423,900	475,700
	5	188,500	236,600	265,900	294,100	316,900	343,000	383,300	425,800	478,700
	6	190,200	238,100	266,900	295,600	318,200	344,700	385,600	427,900	481,800
	7	191,800	239,600	267,900	297,000	319,500	346,300	387,700	430,000	484,800
	8	193,400	241,100	268,900	298,300	320,800	348,000	389,700	432,200	487,900
	9	195,000	242,600	269,900	299,500	322,100	349,600	391,700	434,100	490,600
	10	196,700	244,000	270,900	301,000	323,900	351,300	394,000	436,200	493,700
	11	198,300	245,400	272,000	302,500	325,700	352,900	396,200	438,300	496,700
	12	199,900	246,800	273,000	303,900	327,400	354,500	398,500	440,300	499,800
	13	201,500	248,000	274,000	305,300	329,100	356,100	400,700	442,000	502,500
	14	203,200	249,200	275,000	306,400	330,800	357,800	403,000	443,800	504,800
	15	204,900	250,400	276,000	307,400	332,500	359,400	405,200	445,700	507,100
	16	206,600	251,600	277,100	308,600	334,200	361,000	407,500	447,600	509,400
	17	207,900	252,700	278,100	309,800	335,800	362,600	409,300	449,400	511,400
	18	209,500	253,800	279,400	311,400	337,500	364,400	411,200	451,200	512,800
	19	211,100	254,900	280,700	313,000	339,200	365,900	413,100	453,000	514,300
	20	212,600	256,000	281,900	314,700	340,800	367,500	414,900	454,700	515,700
	21	214,100	257,000	283,200	316,200	342,300	368,900	416,700	456,500	516,900
	22	215,700	258,000	284,500	317,800	343,900	370,500	418,500	458,000	518,300
	23	217,300	259,000	285,700	319,400	345,500	372,100	420,300	459,400	519,800
	24	218,900	260,000	286,900	321,000	347,000	373,600	422,100	460,900	521,300
	25	220,500	261,000	288,000	322,500	348,400	375,500	423,700	462,300	522,500
	26	222,200	261,900	289,200	324,200	350,100	377,400	425,200	463,600	523,600
	27	223,500	262,800	290,500	325,800	351,700	379,300	426,700	464,900	524,800
	28	224,800	263,700	291,800	327,400	353,300	381,100	428,200	466,100	526,000
	29	226,100	264,500	293,100	328,800	354,500	382,600	429,700	467,100	527,000
	30	227,200	265,300	294,100	330,500	356,100	384,400	431,000	467,800	527,900
	31	228,300	266,100	295,100	332,200	357,600	386,100	432,300	468,500	528,800
	32	229,400	266,900	296,200	333,800	359,100	387,700	433,500	469,200	529,700
	33	230,600	267,600	297,300	335,000	360,800	389,400	434,700	469,900	530,500
	34	231,700	268,400	298,500	336,900	362,600	390,800	436,000	470,600	531,400
	35	232,800	269,200	299,600	338,600	364,300	392,200	437,300	471,200	532,100
	36	233,900	269,900	300,800	340,200	366,000	393,600	438,600	471,800	532,600
	37	235,000	270,600	302,000	341,700	367,400	395,000	439,800	472,300	533,300
	38	236,000	271,400	303,300	343,300	368,700	396,200	440,600	472,900	533,900
	39	237,000	272,300	304,600	344,900	369,900	397,500	441,400	473,500	534,700
	40	237,900	273,000	305,900	346,500	371,300	398,500	442,200	474,100	535,300
	41	238,800	273,700	307,200	348,200	372,400	399,600	442,800	474,600	535,800
	42	239,700	274,500	308,500	350,000	373,300	400,800	443,400	475,100	
	43	240,500	275,300	309,800	351,800	374,300	401,900	444,000	475,500	
	44	241,300	276,000	311,100	353,600	375,400	403,000	444,600	475,800	
	45	242,000	276,700	312,400	355,200	376,200	403,700	445,300	476,100	
	46	242,600	277,400	313,800	356,600	377,100	404,400	446,100		
	47	243,200	278,100	315,100	358,000	378,000	405,100	446,500		
	48	243,800	278,800	316,200	359,400	378,800	405,800	447,200		
	49	244,400	279,500	317,100	360,900	379,600	406,400	447,700		
	50	245,000	280,200	318,400	361,700	380,400	407,000	448,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	51	245,600	280,900	319,700	362,700	381,200	407,500	448,500		
	52	246,100	281,600	321,000	363,700	381,900	407,900	448,900		
	53	246,600	282,200	322,200	364,600	382,600	408,300	449,300		
	54	247,000	282,900	323,500	365,700	383,300	408,500	449,700		
	55	247,300	283,500	324,700	366,600	384,000	408,800	450,100		
	56	247,600	284,200	325,900	367,600	384,700	409,100	450,400		
	57	247,900	284,800	327,200	368,500	385,200	409,400	450,700		
	58	248,200	285,500	328,300	369,200	385,800	409,700	451,100		
	59	248,500	286,100	329,400	369,900	386,400	410,000	451,400		
	60	248,800	286,800	330,500	370,500	387,100	410,300	451,700		
	61	249,100	287,400	331,200	370,900	387,500	410,500	452,000		
	62	249,400	288,100	332,100	371,500	388,100	410,800			
	63	249,700	288,700	332,800	372,200	388,700	411,100			
	64	250,000	289,200	333,600	372,900	389,200	411,400			
	65	250,300	289,700	334,400	373,200	389,600	411,600			
	66	250,600	290,300	334,800	373,900	390,200	411,900			
	67	250,900	290,800	335,400	374,600	390,800	412,200			
	68	251,200	291,400	336,100	375,200	391,300	412,500			
	69	251,500	291,900	336,900	375,500	391,700	412,700			
	70	251,800	292,400	337,600	376,000	392,200	413,000			
	71	252,100	293,000	338,300	376,600	392,700	413,300			
	72	252,400	293,600	338,900	377,200	393,300	413,500			
	73	252,700	294,100	339,400	377,500	393,600	413,700			
	74	253,000	294,600	340,000	378,100	394,000	414,000			
	75	253,300	295,000	340,500	378,800	394,400	414,300			
	76	253,600	295,300	341,100	379,400	394,800	414,500			
	77	253,900	295,500	341,400	379,800	395,100	414,700			
	78	254,200	295,800	341,900	380,300	395,400	415,000			
	79	254,500	296,000	342,300	380,900	395,700	415,300			
	80	254,800	296,300	342,700	381,400	395,900	415,500			
	81	255,100	296,500	343,100	381,900	396,100	415,700			
	82	255,400	296,700	343,600	382,500	396,400	416,000			
	83	255,700	297,000	344,100	383,000	396,700	416,300			
	84	256,000	297,200	344,600	383,300	397,000	416,500			
	85	256,300	297,500	344,900	383,700	397,200	416,700			
	86	256,600	297,800	345,300	384,200	397,500				
	87	256,900	298,100	345,700	384,600	397,800				
	88	257,200	298,400	346,100	385,000	398,000				
	89	257,500	298,700	346,400	385,400	398,200				
	90	257,800	299,000	346,800	385,900	398,500				
	91	258,100	299,300	347,200	386,300	398,800				
	92	258,400	299,700	347,600	386,700	399,000				
	93	258,700	299,900	347,800	387,000	399,200				
	94		300,100	348,200						
	95		300,400	348,600						
	96		300,800	349,000						
	97		301,000	349,200						
	98		301,300	349,600						
	99		301,700	350,000						
	100		302,100	350,300						
	101		302,300	350,600						
	102		302,600	351,000						
	103		302,900	351,400						
	104		303,200	351,800						
	105		303,400	352,300						
	106		303,700	352,700						

	107		304,000	353,100						
	108		304,300	353,500						
	109		304,500	354,000						
	110		304,900	354,400						
	111		305,300	354,700						
	112		305,600	355,100						
	113		305,800	355,600						
	114		306,000							
	115		306,300							
	116		306,700							
	117		306,900							
	118		307,100							
	119		307,400							
	120		307,700							
	121		308,100							
	122		308,300							
	123		308,600							
	124		308,900							
	125		309,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,500	220,000	260,600	280,400	295,600	321,400	363,600	397,200	449,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	212,100	233,200	256,100	291,100	320,800	343,200	365,700	394,400	431,500
	2	214,500	235,400	258,100	292,400	322,500	344,900	367,400	396,200	433,300
	3	216,900	237,600	260,300	293,700	324,200	346,500	369,100	398,000	435,200
	4	219,300	239,800	262,500	294,900	325,900	348,100	370,800	399,700	437,100
	5	221,700	242,000	264,600	296,100	327,400	349,700	372,500	401,300	438,600
	6	224,100	244,000	265,900	297,100	328,800	350,800	374,100	402,800	440,200
	7	226,500	246,000	267,200	298,100	330,100	351,900	375,700	404,300	441,800
	8	228,700	247,800	268,500	299,000	331,400	353,000	377,300	405,800	443,200
	9	231,000	249,600	269,800	299,600	332,700	354,100	378,800	407,200	444,600
	10	233,100	251,300	271,100	300,300	334,200	355,900	380,400	408,800	446,300
	11	235,200	253,000	272,500	301,000	335,700	357,600	382,000	410,400	447,900
	12	237,200	254,400	273,800	301,700	337,200	359,200	383,500	411,900	449,300
	13	239,200	255,800	275,100	302,400	338,700	360,800	385,000	413,400	450,200
	14	241,200	257,600	276,300	303,100	340,100	362,500	386,700	415,500	451,800
	15	243,200	259,000	277,400	303,800	341,400	364,100	388,400	417,500	453,600
	16	244,800	260,500	278,900	304,400	342,700	365,700	390,100	419,600	455,400
	17	246,400	262,000	280,200	305,100	344,000	367,300	391,600	421,300	456,900
	18	247,900	263,200	281,500	305,900	345,600	368,900	393,200	422,900	458,700
	19	249,400	264,400	282,800	306,600	347,200	370,500	394,800	424,500	460,500
	20	250,900	265,500	284,000	307,400	348,800	372,100	396,400	426,000	462,200
	21	252,400	266,800	285,200	308,100	350,300	373,700	398,100	427,500	463,800
	22	254,000	268,000	285,800	308,900	351,900	375,300	399,700	429,100	465,500
	23	255,500	269,300	286,400	309,900	353,500	376,900	401,300	430,500	467,100
	24	257,000	270,600	287,000	310,800	355,100	378,500	402,900	431,900	468,900
	25	258,500	272,100	287,500	311,700	356,600	380,100	404,400	433,000	470,400
	26	259,700	273,500	288,100	313,000	358,200	381,700	406,400	434,400	471,800
	27	260,900	274,800	288,700	314,400	359,800	383,300	408,400	435,900	473,300
	28	262,100	276,100	289,200	315,700	361,300	384,900	410,400	437,400	474,600
	29	263,300	277,100	289,700	317,000	362,800	386,500	411,900	438,800	475,800
	30	264,600	278,400	290,300	318,500	364,400	388,100	413,600	440,500	476,500
	31	265,900	279,700	290,800	319,800	366,000	389,800	415,200	442,100	477,200
	32	267,200	280,900	291,300	320,900	367,600	391,500	416,900	443,700	477,800
	33	268,500	282,100	291,800	321,900	369,000	393,200	418,500	445,100	478,300
	34	270,000	282,700	292,400	323,100	370,700	395,200	420,000	446,800	479,000
	35	271,300	283,300	292,900	324,300	372,400	397,200	421,500	448,500	479,600
	36	272,800	283,900	293,400	325,400	374,000	399,100	422,900	450,100	480,200
	37	273,800	284,400	293,900	326,500	375,600	400,800	424,100	451,500	480,600
	38	275,100	285,000	294,500	327,700	377,200	402,200	425,600	452,200	481,200
	39	276,400	285,600	295,100	328,900	378,800	403,400	427,100	452,900	481,700
	40	277,600	286,200	295,700	330,000	380,500	404,700	428,500	453,600	482,200
	41	278,800	286,700	296,400	331,100	382,200	405,700	430,000	454,000	482,700
	42	279,400	287,300	297,100	332,300	384,200	406,800	431,300	454,500	483,100
	43	280,000	287,900	297,800	333,500	386,200	407,800	432,500	455,100	483,500
	44	280,600	288,400	298,500	334,700	388,200	408,800	433,700	455,700	483,900
	45	281,000	288,900	299,100	335,900	389,900	409,900	434,700	456,300	484,200
	46	281,600	289,400	300,000	337,100	391,600	411,100	435,400	457,000	
	47	282,100	289,900	300,800	338,300	393,100	412,200	436,200	457,500	
	48	282,600	290,400	301,600	339,500	394,600	413,300	436,900	458,000	
	49	283,100	291,000	302,400	340,700	395,800	414,500	437,400	458,500	
	50	283,700	291,500	303,500	342,000	396,900	415,300	437,800	458,800	
	51	284,200	292,100	304,600	343,200	397,900	416,100	438,200	459,100	
	52	284,700	292,700	305,600	344,400	398,900	416,700	438,600	459,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	285,200	293,300	306,600	345,600	400,000	417,200	438,900	459,900
	54	285,800	294,000	307,700	347,000	401,100	417,900	439,200	460,100
	55	286,300	294,700	308,700	348,300	402,200	418,600	439,500	460,400
	56	286,800	295,400	309,800	349,600	403,300	419,200	439,800	460,600
	57	287,300	296,000	310,800	350,500	404,600	419,900	440,000	461,000
	58	287,800	296,900	311,900	351,800	405,400	420,300	440,300	461,200
	59	288,300	297,700	313,000	353,000	406,200	420,900	440,600	461,400
	60	288,800	298,500	314,200	354,200	406,800	421,500	440,900	461,600
	61	289,300	299,300	315,200	355,500	407,300	421,900	441,200	462,000
	62	289,800	300,200	316,300	356,900	408,000	422,300	441,500	
	63	290,300	301,100	317,400	358,300	408,700	422,800	441,800	
	64	290,800	302,000	318,500	359,700	409,400	423,300	442,100	
	65	291,300	302,800	319,500	361,000	409,700	423,800	442,300	
	66	291,800	303,700	320,600	362,500	410,400	424,400	442,600	
	67	292,300	304,500	321,700	364,000	411,100	424,800	442,900	
	68	292,800	305,300	322,800	365,400	411,600	425,200	443,200	
	69	293,300	306,200	323,800	366,600	412,000	425,600	443,400	
	70	293,800	307,100	325,000	368,000	412,400	425,900	443,700	
	71	294,300	308,000	326,200	369,300	412,900	426,200	444,000	
	72	294,800	308,900	327,400	370,700	413,400	426,500	444,200	
	73	295,300	309,700	328,100	371,800	413,900	426,800	444,400	
	74	295,900	310,600	329,400	373,000	414,300	427,100	444,700	
	75	296,500	311,500	330,700	374,200	414,800	427,400	445,000	
	76	297,000	312,300	332,000	375,400	415,300	427,600	445,300	
	77	297,500	313,000	333,300	376,700	415,800	427,800	445,500	
	78	298,100	314,000	334,700	377,900	416,300	428,100	445,800	
	79	298,700	314,900	336,100	379,100	416,900	428,400	446,100	
	80	299,300	315,900	337,500	380,200	417,400	428,600	446,400	
	81	299,900	316,800	338,800	381,300	417,800	428,800	446,600	
	82	300,600	317,900	340,400	382,500	418,400	429,100	446,900	
	83	301,300	318,900	341,900	383,600	418,900	429,400	447,200	
	84	301,900	319,900	343,400	384,800	419,100	429,600	447,500	
	85	302,500	320,800	344,800	385,900	419,400	429,800	447,700	
	86	303,200	321,800	346,300	386,500	419,900	430,100		
	87	303,900	322,800	347,800	387,000	420,200	430,400		
	88	304,600	323,800	349,200	387,500	420,500	430,600		
	89	305,300	324,800	350,500	388,100	420,800	430,800		
	90	306,100	326,100	351,700	388,700	421,200	431,100		
	91	306,900	327,300	352,900	389,300	421,600	431,400		
	92	307,600	328,500	354,200	389,900	422,000	431,600		
	93	308,100	329,700	355,600	390,200	422,300	431,800		
	94	309,000	331,000	357,100	390,700				
	95	309,900	332,200	358,600	391,200				
	96	310,700	333,400	360,000	391,700				
	97	311,500	334,600	361,300	392,100				
	98	312,500	335,900	362,500	392,500				
	99	313,500	337,100	363,600	393,000				
	100	314,400	338,300	364,800	393,500				
	101	315,300	339,700	365,900	393,900				
	102	316,300	340,600	367,000	394,400				
	103	317,300	341,600	368,100	394,900				
	104	318,200	342,700	369,200	395,400				
	105	319,000	343,800	370,400	395,700				
	106	319,600	344,900	370,900	396,100				
	107	320,200	345,900	371,500	396,600				
	108	320,800	346,900	372,100	397,000				

	109	321, 300	348, 100	372, 700	397, 300					
	110	321, 800	349, 100	373, 200	397, 800					
	111	322, 200	350, 100	373, 600	398, 300					
	112	322, 700	351, 000	374, 100	398, 800					
	113	323, 500	351, 900	374, 500	399, 100					
	114	324, 200	352, 800	374, 900	399, 600					
	115	324, 900	353, 800	375, 400	400, 100					
	116	325, 500	354, 800	375, 900	400, 600					
	117	326, 100	355, 900	376, 300	400, 900					
	118	326, 800	356, 300	376, 800	401, 400					
	119	327, 500	356, 900	377, 400	401, 900					
	120	328, 300	357, 500	377, 900	402, 400					
	121	328, 900	357, 800	378, 100	402, 800					
	122	329, 200	358, 200	378, 600	403, 300					
	123	329, 700	358, 600	379, 100	403, 700					
	124	330, 200	359, 000	379, 500	404, 200					
	125	330, 500	359, 400	380, 000	404, 600					
	126		359, 800	380, 500						
	127		360, 200	381, 000						
	128		360, 600	381, 500						
	129		361, 000	381, 800						
	130		361, 400	382, 300						
	131		361, 800	382, 800						
	132		362, 200	383, 300						
	133		362, 400	383, 600						
	134		362, 900	384, 100						
	135		363, 300	384, 500						
	136		363, 600	384, 900						
	137		363, 900	385, 200						
	138		364, 300	385, 700						
	139		364, 800	386, 200						
	140		365, 300	386, 700						
	141		365, 600	387, 000						
	142		366, 100							
	143		366, 600							
	144		367, 100							
	145		367, 400							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246, 800	258, 600	262, 800	294, 500	311, 300	325, 700	349, 400	385, 100	417, 200

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表
イ 教 育 職 給 料 表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	200,400	246,900	298,900	355,500	424,900
	2	202,700	248,400	300,700	356,900	426,700
	3	205,000	249,800	302,500	358,300	428,500
	4	207,200	251,200	304,300	359,700	430,100
	5	209,400	252,600	306,100	361,100	431,600
	6	211,700	253,800	307,900	362,400	433,100
	7	213,900	255,000	309,700	363,700	434,900
	8	216,100	256,200	311,400	365,000	436,700
	9	218,300	257,600	313,100	366,200	438,400
	10	220,500	258,800	315,000	367,700	440,300
	11	222,700	260,100	316,800	369,200	442,200
	12	224,900	261,400	318,600	370,600	444,000
	13	227,100	262,700	320,500	371,900	445,700
	14	229,200	264,600	322,300	373,400	447,600
	15	231,400	266,400	324,100	374,900	449,400
	16	233,500	268,200	325,800	376,300	451,300
	17	235,600	269,900	327,400	377,700	453,000
	18	237,400	272,200	329,300	379,200	454,800
	19	239,100	274,400	331,200	380,600	456,600
	20	240,800	276,600	333,100	382,000	458,400
	21	242,500	278,800	334,900	383,400	460,000
	22	243,800	281,000	336,900	384,900	461,700
	23	245,100	283,200	338,700	386,400	463,600
	24	246,400	285,300	340,500	387,800	465,300
	25	247,600	287,300	342,200	389,100	467,000
	26	248,800	289,200	343,900	390,600	468,600
	27	250,000	291,100	345,500	392,100	470,100
	28	251,200	292,900	347,100	393,600	471,600
	29	252,300	294,700	348,700	395,000	473,100
	30	253,500	296,600	350,000	396,500	474,400
	31	254,700	298,400	351,200	398,100	475,700
	32	255,900	300,100	352,400	399,600	477,000
	33	257,000	301,800	353,700	401,000	478,200
	34	258,300	303,600	355,400	402,600	478,900
	35	259,600	305,300	357,000	404,200	479,600
	36	260,900	306,900	358,500	405,700	480,400
	37	262,300	308,500	360,000	406,900	481,000
	38	263,700	310,200	361,600	408,300	
	39	265,000	312,000	363,200	409,700	
	40	266,300	313,800	364,700	411,000	
	41	267,600	315,100	366,200	412,600	
	42	268,600	317,000	367,800	414,000	
	43	269,600	318,800	369,400	415,300	
	44	270,500	320,500	370,900	416,700	
	45	271,200	322,200	372,400	418,100	
	46	272,100	324,100	374,000	419,400	
	47	272,900	325,800	375,600	420,900	
	48	273,700	327,500	377,100	422,400	
	49	274,500	329,200	378,600	424,000	
	50	275,300	331,000	380,100	425,400	
	51	276,000	332,800	381,600	427,000	
	52	276,800	334,500	383,000	428,500	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	53	277,600	336,200	384,400	430,200
	54	278,400	337,500	385,900	431,700
	55	279,200	338,800	387,300	433,300
	56	280,000	340,100	388,700	434,900
	57	280,700	341,600	390,200	436,400
	58	281,300	343,200	391,800	437,900
	59	282,100	344,700	393,400	439,200
	60	283,000	346,300	394,800	440,400
	61	283,800	347,800	396,000	441,600
	62	284,400	349,400	397,500	442,900
	63	285,200	351,000	398,900	444,100
	64	285,900	352,500	400,200	445,300
	65	286,900	354,000	401,400	446,400
	66	287,700	355,700	402,600	447,600
	67	288,500	357,300	403,900	448,800
	68	289,200	358,800	405,200	450,000
	69	289,900	360,300	406,500	451,200
	70	290,700	361,900	407,800	452,400
	71	291,500	363,500	409,200	453,600
	72	292,200	365,000	410,400	454,800
	73	292,900	366,500	411,600	455,900
	74	293,600	368,100	413,000	456,500
	75	294,300	369,700	414,400	457,000
	76	294,900	371,200	415,700	457,500
	77	295,500	372,700	416,900	458,000
	78	296,200	374,100	418,100	
	79	296,900	375,500	419,400	
	80	297,500	376,800	420,800	
	81	298,100	378,100	422,100	
	82	298,800	379,500	423,300	
	83	299,500	380,900	424,300	
	84	300,200	382,200	425,500	
	85	300,900	383,300	426,700	
	86	301,700	384,700	427,800	
	87	302,400	386,000	429,000	
	88	303,100	387,300	430,000	
	89	303,800	388,500	431,100	
	90	304,700	389,800	432,100	
	91	305,500	390,900	433,100	
	92	306,300	392,100	434,100	
	93	306,800	393,300	435,000	
	94	307,600	394,400	435,800	
	95	308,400	395,600	436,600	
	96	309,200	396,900	437,400	
	97	309,900	398,300	438,100	
	98	310,700	399,300	438,600	
	99	311,500	400,300	439,000	
	100	312,200	401,300	439,400	
	101	313,000	402,200	439,800	
	102	314,000	403,200	440,100	
	103	314,900	404,300	440,400	
	104	315,700	405,400	440,600	
	105	316,300	406,100	440,900	
	106	317,100	407,000	441,200	
	107	317,900	407,900	441,500	
	108	318,700	408,800	441,700	

	109	319,400	409,600	441,900		
	110	319,800	410,400	442,200		
	111	320,200	411,200	442,500		
	112	320,700	412,000	442,700		
	113	321,200	412,600	442,900		
	114	321,600	413,300	443,200		
	115	322,100	414,000	443,500		
	116	322,500	414,700	443,700		
	117	323,000	415,300	443,900		
	118	323,500	415,800			
	119	323,900	416,200			
	120	324,400	416,500			
	121	324,900	416,800			
	122	325,300	417,100			
	123	325,800	417,400			
	124	326,300	417,600			
	125	326,900	417,800			
	126	327,200	418,100			
	127	327,500	418,400			
	128	327,800	418,600			
	129	328,000	418,800			
	130	328,300	419,100			
	131	328,600	419,400			
	132	328,800	419,600			
	133	329,000	419,800			
	134	329,200	420,100			
	135	329,400	420,400			
	136	329,700	420,600			
	137	330,000	420,800			
	138	330,200	421,100			
	139	330,500	421,400			
	140	330,800	421,600			
	141	331,000	421,800			
	142	331,200	422,100			
	143	331,500	422,400			
	144	331,700	422,600			
	145	332,000	422,800			
	146	332,200				
	147	332,500				
	148	332,800				
	149	333,000				
	150	333,200				
	151	333,500				
	152	333,800				
	153	334,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		239,100	279,800	308,900	337,400	422,900

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教 育 職 給 料 表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,400	221,200	298,900	324,700	414,600
	2	202,700	223,600	300,700	326,800	416,100
	3	205,000	226,000	302,500	328,900	417,600
	4	207,200	228,400	304,300	331,000	419,000
	5	209,400	230,900	306,100	333,000	420,300
	6	211,700	233,300	307,900	335,100	421,700
	7	213,900	235,700	309,700	337,200	423,100
	8	216,100	238,100	311,400	339,300	424,500
	9	218,300	240,500	313,100	341,300	425,900
	10	220,500	242,100	315,000	343,400	427,300
	11	222,700	243,700	316,800	345,500	428,700
	12	224,900	245,300	318,600	347,500	430,000
	13	227,100	246,900	320,500	349,500	431,300
	14	229,200	248,400	322,300	351,000	432,700
	15	231,400	249,800	324,100	352,500	434,100
	16	233,500	251,200	325,800	354,000	435,500
	17	235,600	252,600	327,400	355,500	436,700
	18	237,400	253,800	329,300	356,900	438,000
	19	239,100	255,000	331,200	358,300	439,300
	20	240,800	256,200	333,100	359,700	440,600
	21	242,500	257,600	334,900	361,100	441,700
	22	243,800	258,800	336,900	362,400	442,800
	23	245,100	260,100	338,700	363,700	444,000
	24	246,400	261,400	340,500	365,000	445,200
	25	247,600	262,700	342,200	366,200	446,500
	26	248,700	264,600	343,900	367,500	447,700
	27	249,800	266,400	345,500	368,700	448,700
	28	250,900	268,200	347,100	369,900	449,800
	29	252,100	269,900	348,700	371,100	451,000
	30	253,400	272,200	350,000	372,300	451,800
	31	254,600	274,400	351,200	373,500	452,600
	32	255,800	276,600	352,400	374,600	453,500
	33	256,900	278,800	353,700	375,700	454,400
	34	258,100	281,000	355,200	376,900	454,900
	35	259,300	283,200	356,600	378,100	455,400
	36	260,500	285,300	357,900	379,200	455,900
	37	261,700	287,300	359,200	380,300	456,400
	38	262,900	289,200	360,600	381,500	
	39	264,100	291,100	362,000	382,700	
	40	265,300	292,900	363,300	383,800	
	41	266,500	294,700	364,600	384,900	
	42	267,600	296,600	366,000	386,100	
	43	268,700	298,400	367,300	387,300	
	44	269,800	300,100	368,600	388,400	
	45	270,800	301,800	369,900	389,500	
	46	271,700	303,600	371,100	390,700	
	47	272,500	305,300	372,300	391,900	
	48	273,300	306,900	373,500	393,100	
	49	274,000	308,500	374,700	394,300	
	50	274,800	310,200	375,900	395,600	
	51	275,500	312,000	377,100	396,900	
	52	276,200	313,800	378,300	398,100	
	53	277,000	315,100	379,400	399,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	277,800	317,000	380,600	400,600
	55	278,600	318,800	381,800	401,600
	56	279,300	320,500	383,000	402,700
	57	280,000	322,200	384,100	403,900
	58	280,800	324,100	385,400	405,100
	59	281,600	325,800	386,700	406,300
	60	282,300	327,500	387,900	407,500
	61	282,900	329,200	388,800	408,600
	62	283,600	331,000	390,000	409,600
	63	284,300	332,800	391,000	410,900
	64	284,900	334,500	392,100	412,100
	65	285,600	336,200	392,900	413,300
	66	286,300	337,500	394,000	414,400
	67	287,000	338,800	395,000	415,500
	68	287,700	340,100	396,000	416,600
	69	288,400	341,600	397,200	417,600
	70	289,200	343,100	398,200	418,800
	71	289,900	344,600	399,300	420,000
	72	290,600	346,100	400,400	421,200
	73	291,100	347,500	401,400	421,800
	74	291,800	349,000	402,500	422,600
	75	292,500	350,500	403,600	423,300
	76	293,100	352,000	404,600	423,800
	77	293,700	353,400	405,500	424,100
	78	294,400	354,900	406,400	424,400
	79	295,000	356,500	407,400	424,800
	80	295,600	358,000	408,400	425,200
	81	296,200	359,400	409,200	425,500
	82	296,800	360,700	410,000	425,900
	83	297,400	362,000	410,700	426,200
	84	298,000	363,200	411,500	426,500
	85	298,500	364,400	412,200	426,800
	86	299,000	365,600	412,800	427,200
	87	299,500	366,800	413,500	427,500
	88	300,000	367,900	414,200	427,800
	89	300,400	369,000	414,800	428,100
	90	301,000	370,100	415,500	428,400
	91	301,500	371,200	416,000	428,700
	92	302,000	372,300	416,600	428,900
	93	302,300	373,400	417,000	429,100
	94	302,800	374,600	417,400	
	95	303,300	375,700	417,700	
	96	303,700	376,800	418,000	
	97	304,100	377,800	418,200	
	98	304,600	378,800	418,500	
	99	305,100	379,700	418,800	
	100	305,500	380,600	419,000	
	101	305,900	381,400	419,200	
	102	306,300	382,400	419,500	
	103	306,700	383,300	419,800	
	104	307,000	384,200	420,000	
	105	307,200	385,000	420,200	
	106	307,500	385,900	420,500	
	107	307,800	386,800	420,800	
	108	308,000	387,700	421,000	
	109	308,200	388,500	421,200	
	110	308,400	389,500	421,500	
	111	308,700	390,400	421,800	
	112	309,000	391,300	422,000	

	113	309,200	391,900	422,200		
	114	309,400	392,800	422,500		
	115	309,600	393,700	422,800		
	116	309,900	394,600	423,000		
	117	310,200	395,400	423,200		
	118	310,400	396,100			
	119	310,700	397,000			
	120	311,000	397,800			
	121	311,200	398,400			
	122	311,400	399,100			
	123	311,600	399,800			
	124	311,900	400,400			
	125	312,200	401,000			
	126		401,700			
	127		402,200			
	128		402,800			
	129		403,400			
	130		404,000			
	131		404,500			
	132		405,000			
	133		405,300			
	134		405,600			
	135		405,900			
	136		406,200			
	137		406,500			
	138		406,800			
	139		407,100			
	140		407,400			
	141		407,700			
	142		408,000			
	143		408,300			
	144		408,600			
	145		408,800			
	146		409,100			
	147		409,400			
	148		409,600			
	149		409,800			
	150		410,100			
	151		410,400			
	152		410,600			
	153		410,800			
	154		411,100			
	155		411,400			
	156		411,600			
	157		411,800			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		230,300	276,700	304,100	330,800	412,900

備考1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	184,300	234,500	312,300	356,300	400,900
	2	185,400	238,800	314,300	357,700	403,500
	3	186,600	241,500	316,200	359,100	406,100
	4	187,700	244,200	318,100	360,400	408,600
	5	188,900	246,800	319,900	361,600	410,700
	6	191,000	248,400	321,700	362,800	413,100
	7	193,100	249,900	323,500	364,000	415,500
	8	195,200	251,400	325,200	365,100	417,800
	9	197,300	252,900	326,900	366,200	420,100
	10	199,300	255,000	328,900	367,600	422,500
	11	201,300	257,100	330,900	368,900	424,900
	12	203,300	259,100	332,900	370,200	427,200
	13	205,300	261,100	334,700	371,500	429,500
	14	207,200	263,400	336,700	372,900	432,200
	15	209,100	265,700	338,600	374,300	434,900
	16	210,900	267,900	340,500	375,600	437,600
	17	212,600	270,100	342,300	376,900	440,200
	18	214,400	272,600	343,900	378,300	442,700
	19	216,200	275,000	345,500	379,700	445,200
	20	218,000	277,400	347,100	381,100	447,600
	21	219,800	279,700	348,700	382,500	450,000
	22	221,600	281,800	349,700	383,900	452,600
	23	223,300	283,900	350,700	385,300	455,200
	24	225,000	285,900	351,700	386,700	457,500
	25	226,700	287,900	352,800	388,100	459,700
	26	228,800	289,800	354,100	389,600	462,000
	27	230,800	291,700	355,400	391,000	464,500
	28	232,700	293,600	356,600	392,400	466,900
	29	234,600	295,500	357,800	393,800	469,400
	30	235,700	297,000	358,900	395,300	471,900
	31	236,800	298,500	360,000	396,900	474,400
	32	237,900	300,000	361,100	398,400	476,800
	33	239,300	301,500	362,200	399,900	479,100
	34	240,800	303,000	363,200	401,500	481,600
	35	242,300	304,500	364,200	403,100	484,000
	36	243,800	305,900	365,200	404,800	486,500
	37	245,300	307,300	366,100	406,000	488,900
	38	246,900	308,200	367,000	407,400	491,400
	39	248,500	309,100	367,800	408,800	493,800
	40	250,100	310,000	368,600	410,100	496,300
	41	251,700	310,800	369,300	411,400	498,600
	42	253,200	311,300	370,100	412,700	500,800
	43	254,700	311,800	370,900	414,200	503,000
	44	256,200	312,300	371,700	415,700	505,200
	45	257,700	312,800	372,500	416,900	506,800
	46	259,000	313,400	373,300	418,100	508,300
	47	260,200	313,900	374,100	419,700	509,900
	48	261,400	314,400	374,900	421,200	511,400
	49	262,600	314,800	375,700	422,500	513,100
	50	263,700	315,300	377,000	423,900	514,500
	51	264,800	315,800	378,300	425,300	515,900
	52	265,900	316,300	379,500	426,700	517,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員	53	267,000	316,700	380,200	428,100	518,500
	54	268,100	317,200	381,200	429,500	519,700
	55	269,100	317,600	382,000	430,900	520,900
	56	270,100	318,000	382,700	432,300	522,200
	57	271,100	318,400	383,400	433,400	523,100
	58	271,900	318,800	384,100	434,700	524,100
	59	272,500	319,200	384,800	436,100	525,100
	60	273,100	319,600	385,500	437,400	526,100
	61	273,700	320,000	386,100	438,200	527,200
	62	274,300	320,600	386,800	439,100	528,100
	63	274,900	321,200	387,600	440,000	528,800
	64	275,500	321,800	388,400	440,900	529,500
	65	276,100	322,300	389,000	441,700	530,300
	66	276,700	322,900	389,800	442,500	531,100
	67	277,300	323,500	390,500	443,100	531,900
	68	277,900	324,100	391,200	443,900	532,700
	69	278,500	324,600	391,800	444,300	533,400
	70	279,200	325,200	392,500	444,900	534,200
	71	279,900	325,800	393,200	445,400	535,000
	72	280,600	326,400	393,900	445,900	535,800
	73	281,200	326,900	394,600	446,400	536,500
	74	281,900	327,600	395,200		
	75	282,600	328,300	395,800		
	76	283,300	329,000	396,500		
	77	283,900	329,700	397,300		
	78	284,600	330,400	397,800		
	79	285,300	331,100	398,400		
	80	285,900	331,800	399,000		
	81	286,500	332,500	399,500		
	82	287,200	333,300	400,100		
	83	287,900	334,000	400,700		
	84	288,500	334,600	401,200		
	85	289,100	335,100	401,700		
	86	289,800	335,600	402,200		
	87	290,500	336,000	402,700		
	88	291,100	336,400	403,400		
	89	291,700	336,700	403,800		
	90	292,400	337,200			
	91	293,100	337,600			
	92	293,700	338,000			
	93	294,300	338,300			
	94	295,000	338,700			
	95	295,600	339,100			
	96	296,200	339,500			
	97	296,500	340,000			
	98	297,100	340,500			
	99	297,700	341,000			
	100	298,200	341,500			
	101	298,700	342,000			
	102	299,100	342,500			
	103	299,500	343,000			
	104	299,900	343,500			
	105	300,300	343,900			
	106	300,800	344,300			
	107	301,300	344,800			
	108	301,600	345,200			

	109	301,800	345,700			
	110	302,200	346,100			
	111	302,500	346,500			
	112	302,700	346,900			
	113	303,000	347,400			
	114	303,300	347,800			
	115	303,600	348,200			
	116	303,900	348,600			
	117	304,200	349,100			
	118	304,500	349,500			
	119	304,700	349,900			
	120	305,000	350,300			
	121	305,300	350,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		222,300	264,200	289,300	332,200	391,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	292,100	370,900	427,700	485,600
	2	294,400	373,500	429,700	487,400
	3	296,700	376,000	431,700	489,200
	4	298,900	378,500	433,600	491,000
	5	301,000	381,000	435,500	492,800
	6	304,500	383,700	437,100	494,500
	7	308,000	386,400	438,800	496,200
	8	311,400	389,000	440,400	497,900
	9	314,900	391,100	442,000	499,600
	10	318,400	393,600	443,800	501,700
	11	321,800	396,100	445,600	503,800
	12	325,200	398,700	447,400	505,900
	13	328,600	401,300	449,200	507,900
	14	332,100	404,000	451,000	509,800
	15	335,500	406,600	452,800	511,900
	16	338,900	409,100	454,600	513,900
	17	342,300	411,500	456,200	515,800
	18	345,400	413,700	458,200	517,800
	19	348,500	415,800	460,100	519,800
	20	351,600	417,900	462,000	521,600
	21	354,800	420,000	463,400	523,500
	22	358,000	421,500	465,200	525,300
	23	361,100	423,000	467,000	527,100
	24	364,100	424,500	468,800	528,900
	25	367,100	425,900	470,600	530,500
	26	369,400	427,400	472,400	532,300
	27	371,700	428,900	474,200	534,100
	28	373,900	430,300	476,000	535,900
	29	375,800	431,700	477,800	537,500
	30	377,500	433,200	479,600	539,300
	31	379,200	434,700	481,500	541,100
	32	381,000	436,100	483,300	542,800
	33	382,800	437,500	485,100	544,400
	34	384,600	439,100	487,000	546,200
	35	386,200	440,600	488,900	547,900
	36	387,600	442,000	490,800	549,600
	37	389,000	443,400	492,700	551,100
	38	390,500	444,800	494,400	552,700
	39	392,000	446,200	496,200	554,100
	40	393,500	447,600	498,000	555,700
	41	395,000	449,000	499,600	557,200
	42	395,700	450,400	501,400	558,600
	43	396,300	451,800	503,200	560,000
	44	397,100	453,200	504,800	561,300
	45	398,000	454,600	506,200	562,500
	46	398,600	456,000	507,900	563,500
	47	399,200	457,400	509,700	564,600
	48	399,800	458,800	511,400	565,600
	49	400,400	460,200	512,900	566,600
	50	400,900	461,900	514,200	567,500

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

	51	401,400	463,500	515,500	568,400
	52	401,900	465,100	516,800	569,300
	53	402,400	466,700	517,800	570,100
	54	402,800	467,900	519,100	571,000
	55	403,200	469,100	520,400	571,900
	56	403,600	470,200	521,700	572,800
	57	404,000	471,200	522,800	573,700
	58	404,400	472,200	523,600	574,600
	59	404,800	473,100	524,400	575,500
	60	405,200	473,900	525,200	576,200
	61	405,600	474,600	526,100	577,100
	62	406,000	475,300	526,900	578,000
	63	406,400	476,000	527,700	578,900
	64	406,800	476,600	528,400	579,800
	65	407,100	477,300	529,200	580,700
	66		478,000	530,000	
	67		478,600	530,700	
	68		479,200	531,600	
	69		479,500	532,500	
	70		480,100	533,300	
	71		480,900	534,200	
	72		481,600	535,100	
	73		482,000	535,900	
	74		482,600	536,800	
	75		483,300	537,700	
	76		484,000	538,400	
	77		484,400	539,200	
	78		485,000	540,100	
	79		485,600	541,000	
	80		486,100	541,900	
	81		486,600	542,700	
	82		487,100	543,600	
	83		487,600	544,500	
	84		488,100	545,400	
	85		488,500	546,200	
	86		489,000	547,100	
	87		489,400	548,000	
	88		489,900	548,900	
	89		490,400	549,700	
	90		491,000		
	91		491,600		
	92		492,000		
	93		492,500		
	94		493,100		
	95		493,700		
	96		494,200		
	97		494,700		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		302,400	345,200	400,500	474,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医 療 職 給 料 表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,100	227,900	259,100	279,300	304,200	341,900	380,400
	2	191,200	229,200	260,300	280,100	305,700	343,600	382,700
	3	193,300	230,600	261,400	280,900	307,200	345,300	385,000
	4	195,400	231,900	262,500	281,700	308,700	346,900	387,300
	5	197,400	233,100	263,600	282,500	310,200	348,500	389,600
	6	199,400	234,200	264,400	283,300	311,600	350,200	392,200
	7	201,400	235,200	265,200	284,100	313,000	351,800	394,800
	8	203,200	236,200	266,000	284,800	314,500	353,400	397,500
	9	205,000	237,300	266,800	285,500	315,800	355,100	399,600
	10	206,900	238,500	267,600	286,200	317,200	356,800	401,800
	11	208,800	239,800	268,400	286,900	318,600	358,500	404,000
	12	210,900	241,100	269,200	287,700	320,000	360,100	406,200
	13	212,600	242,400	270,000	288,500	321,400	361,600	408,200
	14	214,600	243,700	270,800	289,300	323,000	363,300	410,200
	15	216,800	245,000	271,700	290,100	324,500	364,900	412,200
	16	218,900	246,200	272,500	290,800	326,000	366,500	414,200
	17	221,000	247,400	273,300	291,500	327,500	368,100	416,000
	18	222,100	248,600	274,100	292,600	329,100	369,700	417,900
	19	223,200	249,800	274,900	293,700	330,600	371,300	419,800
	20	224,300	251,000	275,700	294,900	332,100	372,900	421,600
	21	225,400	252,100	276,500	296,100	333,600	374,500	423,400
	22	226,300	253,000	277,300	297,300	335,200	376,500	425,000
	23	227,200	253,800	278,100	298,500	336,700	378,500	426,600
	24	228,100	254,600	278,900	299,700	338,200	380,500	428,100
	25	229,000	255,400	279,700	300,900	339,700	381,900	429,600
	26	230,000	256,200	280,600	302,100	341,300	383,600	430,900
	27	230,900	257,000	281,500	303,300	342,900	385,300	432,200
	28	231,800	257,800	282,300	304,500	344,400	387,000	433,500
	29	232,700	258,600	283,100	305,700	345,700	388,700	434,800
	30	233,600	259,400	284,000	306,900	347,200	390,200	436,000
	31	234,500	260,200	284,900	308,000	348,700	391,700	437,200
	32	235,400	261,000	285,700	309,200	350,200	393,200	438,300
	33	236,200	261,800	286,500	310,500	351,700	394,500	439,600
	34	237,000	262,600	287,600	311,700	353,200	395,800	440,700
	35	237,800	263,300	288,600	312,900	354,700	397,200	441,900
	36	238,600	264,100	289,600	314,200	356,200	398,300	443,100
	37	239,400	265,000	290,600	315,400	357,600	399,400	444,200
	38	240,200	265,800	291,700	316,500	359,200	400,500	445,000
	39	241,000	266,600	292,700	317,700	360,700	401,600	445,400
	40	241,800	267,400	293,700	318,900	362,200	402,700	446,100
	41	242,400	268,200	294,700	320,100	363,400	403,500	446,600
	42	243,000	269,000	295,700	321,400	364,500	404,300	447,000
	43	243,600	269,800	296,700	322,700	365,700	405,100	447,400
	44	244,100	270,600	297,700	323,900	366,800	405,900	447,800
	45	244,600	271,300	298,700	324,800	367,800	406,300	448,200
	46	245,200	272,200	299,900	326,000	368,600	406,900	448,600
	47	245,700	273,000	301,000	327,200	369,600	407,400	449,000
	48	246,100	273,800	302,100	328,400	370,700	407,800	449,300
	49	246,500	274,500	303,200	329,500	371,700	408,200	449,600
	50	247,000	275,300	304,300	330,500	372,700	408,400	450,000
	51	247,500	276,000	305,400	331,500	373,700	408,700	450,300
	52	248,000	276,700	306,500	332,400	374,600	409,000	450,600

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	248,300	277,400	307,600	333,300	375,400	409,300	450,900
	54	248,600	278,100	308,700	334,300	376,200	409,600	
	55	248,900	278,800	309,800	335,300	377,100	409,900	
	56	249,200	279,500	310,900	336,200	377,900	410,200	
	57	249,500	280,200	311,900	336,700	378,400	410,400	
	58	249,800	280,900	312,900	337,600	379,200	410,700	
	59	250,100	281,600	314,000	338,300	380,000	411,000	
	60	250,400	282,200	315,000	339,200	380,800	411,300	
	61	250,700	282,800	316,000	339,900	381,200	411,500	
	62	251,000	283,500	317,000	340,200	381,900	411,800	
	63	251,300	284,200	318,000	340,700	382,600	412,100	
	64	251,600	284,800	318,900	341,300	383,200	412,400	
	65	251,900	285,400	319,800	341,900	383,600	412,600	
	66	252,200	286,100	320,600	342,600	384,100		
	67	252,500	286,800	321,300	343,300	384,700		
	68	252,800	287,400	322,000	343,900	385,300		
	69	253,100	288,000	322,600	344,600	385,700		
	70	253,400	288,700	323,300	345,100	386,200		
	71	253,700	289,400	323,900	345,700	386,700		
	72	253,900	290,000	324,500	346,300	387,200		
	73	254,100	290,600	325,100	346,600	387,800		
	74	254,400	291,100	325,300	347,200	388,300		
	75	254,700	291,500	325,800	347,700	388,900		
	76	254,900	291,900	326,300	348,200	389,500		
	77	255,100	292,300	326,900	348,700	390,000		
	78	255,400	292,600	327,400	349,200	390,500		
	79	255,700	292,900	327,900	349,700	391,000		
	80	255,900	293,200	328,300	350,100	391,500		
	81	256,100	293,500	328,900	350,400	391,800		
	82	256,400	293,800	329,400	350,700	392,300		
	83	256,700	294,100	329,800	350,900	392,700		
	84	256,900	294,400	330,300	351,200	393,100		
	85	257,100	294,600	330,800	351,700	393,500		
	86		294,800	331,200	352,000			
	87		295,000	331,400	352,300			
	88		295,200	331,700	352,600			
	89		295,600	332,100	353,000			
	90		295,800	332,500	353,300			
	91		296,000	332,800	353,600			
	92		296,200	333,100	353,900			
	93		296,600	333,400	354,300			
	94		296,800	333,600	354,600			
	95		297,000	334,000	354,900			
	96		297,300	334,300	355,300			
	97		297,600	334,500	355,600			
	98		297,800	334,800	356,000			
	99		298,000	335,100	356,400			
	100		298,300	335,400	356,800			
	101		298,600	335,600	357,300			
	102		298,800	335,900	357,700			
	103		299,000	336,200	358,100			
	104		299,300	336,400	358,500			
	105		299,600	336,600	359,000			
	106			336,800				
	107			337,200				
	108			337,400				

	109			337,600				
	110			338,000				
	111			338,400				
	112			338,800				
	113			339,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,500	220,100	248,700	262,300	288,000	329,200	371,900

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医 療 職 給 料 表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,200	241,200	278,300	293,700	311,000	343,000	381,900
	2	210,100	243,400	279,400	294,300	312,200	344,700	384,500
	3	211,900	245,600	280,500	294,900	313,500	346,400	387,200
	4	213,600	247,800	281,500	295,400	314,600	348,100	389,800
	5	215,300	250,000	282,500	295,900	315,700	349,800	392,000
	6	217,200	251,000	283,000	296,500	316,800	351,500	394,200
	7	219,000	251,900	283,500	297,100	317,900	353,200	396,500
	8	220,700	252,800	284,000	297,600	319,000	354,800	398,900
	9	222,400	253,700	284,500	298,100	320,100	356,400	400,800
	10	224,400	254,900	285,000	298,700	321,100	358,100	402,900
	11	226,300	256,000	285,500	299,300	322,100	359,800	405,100
	12	228,200	256,900	286,000	299,800	323,100	361,500	407,300
	13	230,200	257,700	286,500	300,300	324,100	362,900	409,200
	14	232,200	258,400	287,000	300,900	325,300	364,600	411,200
	15	234,200	259,100	287,500	301,500	326,500	366,300	413,300
	16	236,200	260,000	288,000	302,000	327,700	368,000	415,300
	17	238,200	261,100	288,500	302,500	328,800	369,800	417,300
	18	240,200	262,200	289,000	303,200	330,000	371,800	419,500
	19	242,300	263,300	289,500	303,900	331,100	373,800	421,700
	20	244,300	264,400	290,000	304,600	332,200	375,800	423,800
	21	246,200	265,500	290,500	305,300	333,300	377,500	425,700
	22	247,400	266,600	291,000	306,200	334,500	379,600	427,600
	23	248,600	267,700	291,500	307,100	335,600	381,700	429,400
	24	249,700	268,800	292,000	308,000	336,700	383,700	431,300
	25	250,800	269,800	292,500	308,800	337,800	385,600	433,000
	26	251,700	270,900	293,000	309,700	339,000	387,200	434,600
	27	252,600	272,100	293,500	310,600	340,100	389,000	436,300
	28	253,500	273,100	294,000	311,500	341,200	390,800	437,900
	29	254,300	274,100	294,500	312,300	342,300	392,500	439,300
	30	255,100	274,800	295,100	313,300	343,500	394,200	440,600
	31	255,800	275,500	295,900	314,200	344,600	396,100	442,200
	32	256,500	276,200	296,700	315,100	345,700	397,900	443,700
	33	257,300	276,900	297,400	315,900	346,800	399,600	445,400
	34	258,100	277,500	298,200	317,000	348,100	401,300	447,000
	35	258,900	278,000	299,000	318,100	349,400	403,100	448,400
	36	259,600	278,500	299,800	319,200	350,700	404,800	449,800
	37	260,300	279,000	300,500	320,300	351,900	406,400	450,900
	38	261,200	279,600	301,300	321,400	353,400	408,100	452,200
	39	262,100	280,100	302,100	322,500	354,900	409,900	453,500
	40	262,900	280,600	302,800	323,600	356,500	411,700	454,900
	41	263,700	281,000	303,600	324,700	357,700	413,200	455,900
	42	264,600	281,500	304,400	325,900	359,200	414,700	456,600
	43	265,400	282,000	305,200	327,000	360,600	416,200	457,400
	44	266,200	282,500	306,000	328,100	362,000	417,500	458,000
	45	267,000	283,000	306,700	328,900	363,400	418,600	458,900
	46	267,700	283,500	307,700	330,000	364,400	419,700	459,600
	47	268,400	284,000	308,700	331,100	365,800	420,800	460,400
	48	269,000	284,500	309,600	332,100	367,100	422,000	461,200
	49	269,600	285,000	310,500	333,100	368,400	423,300	461,900
	50	270,100	285,500	311,500	334,100	369,800	424,400	462,600
	51	270,600	286,000	312,500	335,100	371,100	425,600	463,300
	52	271,000	286,500	313,500	336,100	372,400	426,700	464,100

	53	271,400	287,000	314,400	337,300	373,900	427,900	464,900
	54	272,000	287,500	315,400	338,600	375,100	428,900	465,700
	55	272,500	288,000	316,400	339,800	376,200	430,000	466,400
	56	272,900	288,500	317,400	341,000	377,400	431,100	467,100
	57	273,300	289,000	318,200	341,900	378,500	432,100	467,900
	58	273,700	289,800	319,200	343,100	379,400	432,600	
	59	274,100	290,600	320,200	344,200	380,400	433,200	
	60	274,500	291,300	321,100	345,500	381,300	433,600	
	61	274,900	292,000	322,000	346,500	381,900	434,200	
	62	275,300	292,900	323,000	347,400	382,700	434,700	
	63	275,700	293,800	324,000	348,500	383,500	435,100	
	64	276,100	294,600	324,900	349,700	384,300	435,600	
	65	276,500	295,400	325,800	350,800	385,000	436,100	
	66	276,900	296,300	327,000	352,000	385,700	436,500	
	67	277,300	297,100	328,200	353,200	386,400	436,800	
	68	277,700	297,900	329,400	354,200	387,000	437,100	
	69	278,100	298,700	330,100	355,300	387,600	437,500	
	70	278,600	299,600	331,200	356,300	388,200		
	71	279,100	300,500	332,300	357,400	388,900		
	72	279,500	301,400	333,200	358,500	389,500		
	73	279,900	302,300	334,300	359,300	390,200		
	74	280,500	303,200	335,000	360,400	390,700		
	75	281,100	304,100	336,100	361,500	391,300		
	76	281,600	305,000	337,200	362,500	391,800		
	77	282,100	305,800	338,300	363,200	392,200		
	78	282,700	306,800	339,500	364,000	392,800		
	79	283,300	307,800	340,600	364,800	393,300		
	80	283,800	308,700	341,700	365,500	393,600		
	81	284,300	309,200	342,800	366,100	393,900		
	82	284,800	310,100	343,900	366,600	394,400		
	83	285,300	311,000	344,900	367,100	394,800		
	84	285,800	311,800	346,000	367,600	395,100		
	85	286,300	312,600	346,900	368,200	395,400		
	86	286,800	313,700	347,900	368,700	395,900		
	87	287,300	314,700	348,800	369,200	396,400		
	88	287,800	315,700	349,800	369,700	396,900		
	89	288,300	316,600	350,700	370,100	397,200		
	90	288,800	317,700	351,500	370,500	397,600		
	91	289,300	318,700	352,300	371,100	398,100		
	92	289,800	319,700	353,100	371,600	398,500		
	93	290,300	320,500	353,700	371,900	398,900		
	94	290,900	321,200	354,300	372,400			
	95	291,500	321,900	354,900	372,800			
	96	292,100	322,500	355,600	373,100			
	97	292,700	323,000	356,000	373,700			
	98	293,200	323,300	356,400	374,200			
	99	293,700	323,900	356,900	374,700			
	100	294,200	324,500	357,300	375,200			
	101	294,700	324,900	357,800	375,800			
	102	295,200	325,500	358,200	376,300			
	103	295,700	326,100	358,700	376,800			
	104	296,100	326,600	359,100	377,200			
	105	296,500	327,000	359,400	377,800			
	106	297,000	327,500	359,900	378,300			
	107	297,500	328,000	360,300	378,800			
	108	297,800	328,500	360,600	379,300			

	109	298,000	328,900	361,000	379,900			
	110	298,300	329,300	361,500	380,300			
	111	298,500	329,600	362,000	380,800			
	112	298,800	329,900	362,500	381,300			
	113	299,100	330,200	363,000	381,900			
	114	299,300	330,600	363,500				
	115	299,600	330,900	364,000				
	116	299,800	331,200	364,400				
	117	300,100	331,400	364,800				
	118	300,400	331,700	365,200				
	119	300,700	332,000	365,700				
	120	301,000	332,200	366,200				
	121	301,300	332,400	366,600				
	122	301,700	332,700	367,100				
	123	302,000	333,000	367,600				
	124	302,300	333,300	368,100				
	125	302,500	333,500	368,400				
	126	302,700	333,800					
	127	303,000	334,200					
	128	303,400	334,400					
	129	303,600	334,600					
	130	303,900	334,800					
	131	304,300	335,200					
	132	304,700	335,400					
	133	304,900	335,700					
	134	305,200	336,100					
	135	305,500	336,500					
	136	305,800	336,900					
	137	306,000	337,200					
	138	306,300	337,600					
	139	306,600	338,000					
	140	306,900	338,400					
	141	307,100	338,700					
	142	307,500	339,100					
	143	307,900	339,400					
	144	308,200	339,800					
	145	308,400	340,100					
	146	308,600	340,500					
	147	308,900	340,900					
	148	309,300	341,300					
	149	309,500	341,600					
	150	309,700	342,000					
	151	310,000	342,400					
	152	310,300	342,800					
	153	310,700	343,100					
	154	310,900						
	155	311,100						
	156	311,400						
	157	311,700						
	158	312,000						
	159	312,300						
	160	312,600						
	161	313,000						
	162	313,400						
	163	313,700						
	164	314,000						

	165	314,400						
	166	314,700						
	167	315,000						
	168	315,300						
	169	315,700						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		240,300	260,800	268,100	278,600	295,000	332,700	377,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第 1 号 任 期 付 研 究 員 給 料 表

号 給	給 料 月 額
	円
1	415,000
2	476,000
3	539,000
4	622,000
5	724,000
6	826,000

第 2 号 任 期 付 研 究 員 給 料 表

号 給	給 料 月 額
	円
1	347,000
2	383,000
3	411,000

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表

号 給	給 料 月 額
	円
1	393,000
2	441,000
3	493,000
4	556,000
5	636,000
6	742,000
7	866,000

別記第3

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,900	230,600	265,900	299,500	322,100	356,100	409,300	459,400	511,400
	2	185,000	232,100	266,900	301,000	323,900	357,800	411,200	464,900	518,300
	3	186,200	233,600	267,900	302,500	325,700	359,400	413,100	469,900	523,600
	4	187,300	235,100	268,900	303,900	327,400	361,000	414,900	474,600	527,900
	5	188,500	236,600	269,900	305,300	329,100	362,600	416,700	478,600	531,400
	6	190,200	238,100	270,900	306,400	330,800	364,400	418,500	482,200	534,700
	7	191,800	239,600	272,000	307,400	332,500	365,900	420,300	485,200	537,700
	8	193,400	241,100	273,000	308,600	334,200	367,500	422,100	487,700	540,200
	9	195,000	242,600	274,000	309,800	335,800	368,900	423,700	489,700	542,200
	10	196,700	244,000	275,000	311,400	337,500	370,500	425,200		
	11	198,300	245,400	276,000	313,000	339,200	372,100	426,700		
	12	199,900	246,800	277,100	314,700	340,800	373,600	428,200		
	13	201,500	248,000	278,100	316,200	342,300	375,500	429,700		
	14	203,200	249,200	279,400	317,800	343,900	377,400	431,000		
	15	204,900	250,400	280,700	319,400	345,500	379,300	432,300		
	16	206,600	251,600	281,900	321,000	347,000	381,100	433,500		
	17	207,900	252,700	283,200	322,500	348,400	382,600	434,700		
	18	209,500	253,800	284,500	324,200	350,100	384,400	436,000		
	19	211,100	254,900	285,700	325,800	351,700	386,100	437,300		
	20	212,600	256,000	286,900	327,400	353,300	387,700	438,600		
	21	214,100	257,000	288,000	328,800	354,500	389,400	439,800		
	22	215,700	258,000	289,200	330,500	356,100	390,800	440,600		
	23	217,300	259,000	290,500	332,200	357,600	392,200	441,400		
	24	218,900	260,000	291,800	333,800	359,100	393,600	442,200		
	25	220,500	261,000	293,100	335,000	360,800	395,000	442,800		
	26	222,200	261,900	294,100	336,900	362,600	396,200	443,400		
	27	223,500	262,800	295,100	338,600	364,300	397,500	444,000		
	28	224,800	263,700	296,200	340,200	366,000	398,500	444,600		
	29	226,100	264,500	297,300	341,700	367,400	399,600	445,300		
	30	227,200	265,300	298,500	343,300	368,700	400,800	446,100		
	31	228,300	266,100	299,600	344,900	369,900	401,900	446,500		
	32	229,400	266,900	300,800	346,500	371,300	403,000	447,200		
	33	230,600	267,600	302,000	348,200	372,400	403,700	447,700		
	34	231,700	268,400	303,300	350,000	373,300	404,400	448,100		
	35	232,800	269,200	304,600	351,800	374,300	405,100	448,500		
	36	233,900	269,900	305,900	353,600	375,400	405,800	448,900		
	37	235,000	270,600	307,200	355,200	376,200	406,400	449,300		
	38	236,000	271,400	308,500	356,600	377,100	407,000	449,700		
	39	237,000	272,300	309,800	358,000	378,000	407,500	450,100		
	40	237,900	273,000	311,100	359,400	378,800	407,900	450,400		
	41	238,800	273,700	312,400	360,900	379,600	408,300	450,700		
	42	239,700	274,500	313,800	361,700	380,400	408,500	451,100		
	43	240,500	275,300	315,100	362,700	381,200	408,800	451,400		
	44	241,300	276,000	316,200	363,700	381,900	409,100	451,700		
	45	242,000	276,700	317,100	364,600	382,600	409,400	452,000		
	46	242,600	277,400	318,400	365,700	383,300	409,700			
	47	243,200	278,100	319,700	366,600	384,000	410,000			
	48	243,800	278,800	321,000	367,600	384,700	410,300			
	49	244,400	279,500	322,200	368,500	385,200	410,500			
	50	245,000	280,200	323,500	369,200	385,800	410,800			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	51	245,600	280,900	324,700	369,900	386,400	411,100			
	52	246,100	281,600	325,900	370,500	387,100	411,400			
	53	246,600	282,200	327,200	370,900	387,500	411,600			
	54	247,000	282,900	328,300	371,500	388,100	411,900			
	55	247,300	283,500	329,400	372,200	388,700	412,200			
	56	247,600	284,200	330,500	372,900	389,200	412,500			
	57	247,900	284,800	331,200	373,200	389,600	412,700			
	58	248,200	285,500	332,100	373,900	390,200	413,000			
	59	248,500	286,100	332,800	374,600	390,800	413,300			
	60	248,800	286,800	333,600	375,200	391,300	413,500			
	61	249,100	287,400	334,400	375,500	391,700	413,700			
	62	249,400	288,100	334,800	376,000	392,200	414,000			
	63	249,700	288,700	335,400	376,600	392,700	414,300			
	64	250,000	289,200	336,100	377,200	393,300	414,500			
	65	250,300	289,700	336,900	377,500	393,600	414,700			
	66	250,600	290,300	337,600	378,100	394,000	415,000			
	67	250,900	290,800	338,300	378,800	394,400	415,300			
	68	251,200	291,400	338,900	379,400	394,800	415,500			
	69	251,500	291,900	339,400	379,800	395,100	415,700			
	70	251,800	292,400	340,000	380,300	395,400	416,000			
	71	252,100	293,000	340,500	380,900	395,700	416,300			
	72	252,400	293,600	341,100	381,400	395,900	416,500			
	73	252,700	294,100	341,400	381,900	396,100	416,700			
	74	253,000	294,600	341,900	382,500	396,400				
	75	253,300	295,000	342,300	383,000	396,700				
	76	253,600	295,300	342,700	383,300	397,000				
	77	253,900	295,500	343,100	383,700	397,200				
	78	254,200	295,800	343,600	384,200	397,500				
	79	254,500	296,000	344,100	384,600	397,800				
	80	254,800	296,300	344,600	385,000	398,000				
	81	255,100	296,500	344,900	385,400	398,200				
	82	255,400	296,700	345,300	385,900	398,500				
	83	255,700	297,000	345,700	386,300	398,800				
	84	256,000	297,200	346,100	386,700	399,000				
	85	256,300	297,500	346,400	387,000	399,200				
	86	256,600	297,800	346,800						
	87	256,900	298,100	347,200						
	88	257,200	298,400	347,600						
	89	257,500	298,700	347,800						
	90	257,800	299,000	348,200						
	91	258,100	299,300	348,600						
	92	258,400	299,700	349,000						
	93	258,700	299,900	349,200						
	94		300,100	349,600						
	95		300,400	350,000						
	96		300,800	350,300						
	97		301,000	350,600						
	98		301,300	351,000						
	99		301,700	351,400						
	100		302,100	351,800						
	101		302,300	352,300						
	102		302,600	352,700						
	103		302,900	353,100						
	104		303,200	353,500						
	105		303,400	354,000						
	106		303,700	354,400						

	107		304,000	354,700						
	108		304,300	355,100						
	109		304,500	355,600						
	110		304,900							
	111		305,300							
	112		305,600							
	113		305,800							
	114		306,000							
	115		306,300							
	116		306,700							
	117		306,900							
	118		307,100							
	119		307,400							
	120		307,700							
	121		308,100							
	122		308,300							
	123		308,600							
	124		308,900							
	125		309,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,500	220,000	260,600	280,400	295,600	321,400	363,600	397,200	449,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	212,100	233,200	256,100	296,100	332,700	354,100	385,000	421,300	467,100
	2	214,500	235,400	258,100	297,100	334,200	355,900	386,700	422,900	473,300
	3	216,900	237,600	260,300	298,100	335,700	357,600	388,400	424,500	478,300
	4	219,300	239,800	262,500	299,000	337,200	359,200	390,100	426,000	482,700
	5	221,700	242,000	264,600	299,600	338,700	360,800	391,600	427,500	486,700
	6	224,100	244,000	265,900	300,300	340,100	362,500	393,200	429,100	490,200
	7	226,500	246,000	267,200	301,000	341,400	364,100	394,800	430,500	493,200
	8	228,700	247,800	268,500	301,700	342,700	365,700	396,400	431,900	495,700
	9	231,000	249,600	269,800	302,400	344,000	367,300	398,100	433,000	497,900
	10	233,100	251,300	271,100	303,100	345,600	368,900	399,700	434,400	
	11	235,200	253,000	272,500	303,800	347,200	370,500	401,300	435,900	
	12	237,200	254,400	273,800	304,400	348,800	372,100	402,900	437,400	
	13	239,200	255,800	275,100	305,100	350,300	373,700	404,400	438,800	
	14	241,200	257,600	276,300	305,900	351,900	375,300	406,400	440,500	
	15	243,200	259,000	277,400	306,600	353,500	376,900	408,400	442,100	
	16	244,800	260,500	278,900	307,400	355,100	378,500	410,400	443,700	
	17	246,400	262,000	280,200	308,100	356,600	380,100	411,900	445,100	
	18	247,900	263,200	281,500	308,900	358,200	381,700	413,600	446,800	
	19	249,400	264,400	282,800	309,900	359,800	383,300	415,200	448,500	
	20	250,900	265,500	284,000	310,800	361,300	384,900	416,900	450,100	
	21	252,400	266,800	285,200	311,700	362,800	386,500	418,500	451,500	
	22	254,000	268,000	285,800	313,000	364,400	388,100	420,000	452,200	
	23	255,500	269,300	286,400	314,400	366,000	389,800	421,500	452,900	
	24	257,000	270,600	287,000	315,700	367,600	391,500	422,900	453,600	
	25	258,500	272,100	287,500	317,000	369,000	393,200	424,100	454,000	
	26	259,700	273,500	288,100	318,500	370,700	395,200	425,600	454,500	
	27	260,900	274,800	288,700	319,800	372,400	397,200	427,100	455,100	
	28	262,100	276,100	289,200	320,900	374,000	399,100	428,500	455,700	
	29	263,300	277,100	289,700	321,900	375,600	400,800	430,000	456,300	
	30	264,600	278,400	290,300	323,100	377,200	402,200	431,300	457,000	
	31	265,900	279,700	290,800	324,300	378,800	403,400	432,500	457,500	
	32	267,200	280,900	291,300	325,400	380,500	404,700	433,700	458,000	
	33	268,500	282,100	291,800	326,500	382,200	405,700	434,700	458,500	
	34	270,000	282,700	292,400	327,700	384,200	406,800	435,400	458,800	
	35	271,300	283,300	292,900	328,900	386,200	407,800	436,200	459,100	
	36	272,800	283,900	293,400	330,000	388,200	408,800	436,900	459,500	
	37	273,800	284,400	293,900	331,100	389,900	409,900	437,400	459,900	
	38	275,100	285,000	294,500	332,300	391,600	411,100	437,800	460,100	
	39	276,400	285,600	295,100	333,500	393,100	412,200	438,200	460,400	
	40	277,600	286,200	295,700	334,700	394,600	413,300	438,600	460,600	
	41	278,800	286,700	296,400	335,900	395,800	414,500	438,900	461,000	
	42	279,400	287,300	297,100	337,100	396,900	415,300	439,200	461,200	
	43	280,000	287,900	297,800	338,300	397,900	416,100	439,500	461,400	
	44	280,600	288,400	298,500	339,500	398,900	416,700	439,800	461,600	
	45	281,000	288,900	299,100	340,700	400,000	417,200	440,000	462,000	
	46	281,600	289,400	300,000	342,000	401,100	417,900	440,300		
	47	282,100	289,900	300,800	343,200	402,200	418,600	440,600		
	48	282,600	290,400	301,600	344,400	403,300	419,200	440,900		
	49	283,100	291,000	302,400	345,600	404,600	419,900	441,200		
	50	283,700	291,500	303,500	347,000	405,400	420,300	441,500		
	51	284,200	292,100	304,600	348,300	406,200	420,900	441,800		
	52	284,700	292,700	305,600	349,600	406,800	421,500	442,100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	285,200	293,300	306,600	350,500	407,300	421,900	442,300			
	54	285,800	294,000	307,700	351,800	408,000	422,300	442,600			
	55	286,300	294,700	308,700	353,000	408,700	422,800	442,900			
	56	286,800	295,400	309,800	354,200	409,400	423,300	443,200			
	57	287,300	296,000	310,800	355,500	409,700	423,800	443,400			
	58	287,800	296,900	311,900	356,900	410,400	424,400	443,700			
	59	288,300	297,700	313,000	358,300	411,100	424,800	444,000			
	60	288,800	298,500	314,200	359,700	411,600	425,200	444,200			
	61	289,300	299,300	315,200	361,000	412,000	425,600	444,400			
	62	289,800	300,200	316,300	362,500	412,400	425,900	444,700			
	63	290,300	301,100	317,400	364,000	412,900	426,200	445,000			
	64	290,800	302,000	318,500	365,400	413,400	426,500	445,300			
	65	291,300	302,800	319,500	366,600	413,900	426,800	445,500			
	66	291,800	303,700	320,600	368,000	414,300	427,100	445,800			
	67	292,300	304,500	321,700	369,300	414,800	427,400	446,100			
	68	292,800	305,300	322,800	370,700	415,300	427,600	446,400			
	69	293,300	306,200	323,800	371,800	415,800	427,800	446,600			
	70	293,800	307,100	325,000	373,000	416,300	428,100	446,900			
	71	294,300	308,000	326,200	374,200	416,900	428,400	447,200			
	72	294,800	308,900	327,400	375,400	417,400	428,600	447,500			
	73	295,300	309,700	328,100	376,700	417,800	428,800	447,700			
	74	295,900	310,600	329,400	377,900	418,400	429,100				
	75	296,500	311,500	330,700	379,100	418,900	429,400				
	76	297,000	312,300	332,000	380,200	419,100	429,600				
	77	297,500	313,000	333,300	381,300	419,400	429,800				
	78	298,100	314,000	334,700	382,500	419,900	430,100				
	79	298,700	314,900	336,100	383,600	420,200	430,400				
	80	299,300	315,900	337,500	384,800	420,500	430,600				
	81	299,900	316,800	338,800	385,900	420,800	430,800				
	82	300,600	317,900	340,400	386,500	421,200	431,100				
	83	301,300	318,900	341,900	387,000	421,600	431,400				
	84	301,900	319,900	343,400	387,500	422,000	431,600				
	85	302,500	320,800	344,800	388,100	422,300	431,800				
	86	303,200	321,800	346,300	388,700						
	87	303,900	322,800	347,800	389,300						
	88	304,600	323,800	349,200	389,900						
	89	305,300	324,800	350,500	390,200						
	90	306,100	326,100	351,700	390,700						
	91	306,900	327,300	352,900	391,200						
	92	307,600	328,500	354,200	391,700						
	93	308,100	329,700	355,600	392,100						
	94	309,000	331,000	357,100	392,500						
	95	309,900	332,200	358,600	393,000						
	96	310,700	333,400	360,000	393,500						
	97	311,500	334,600	361,300	393,900						
	98	312,500	335,900	362,500	394,400						
	99	313,500	337,100	363,600	394,900						
	100	314,400	338,300	364,800	395,400						
	101	315,300	339,700	365,900	395,700						
	102	316,300	340,600	367,000	396,100						
	103	317,300	341,600	368,100	396,600						
	104	318,200	342,700	369,200	397,000						
	105	319,000	343,800	370,400	397,300						
	106	319,600	344,900	370,900	397,800						
	107	320,200	345,900	371,500	398,300						
	108	320,800	346,900	372,100	398,800						

	109	321, 300	348, 100	372, 700	399, 100					
	110	321, 800	349, 100	373, 200	399, 600					
	111	322, 200	350, 100	373, 600	400, 100					
	112	322, 700	351, 000	374, 100	400, 600					
	113	323, 500	351, 900	374, 500	400, 900					
	114	324, 200	352, 800	374, 900	401, 400					
	115	324, 900	353, 800	375, 400	401, 900					
	116	325, 500	354, 800	375, 900	402, 400					
	117	326, 100	355, 900	376, 300	402, 800					
	118	326, 800	356, 300	376, 800	403, 300					
	119	327, 500	356, 900	377, 400	403, 700					
	120	328, 300	357, 500	377, 900	404, 200					
	121	328, 900	357, 800	378, 100	404, 600					
	122	329, 200	358, 200	378, 600						
	123	329, 700	358, 600	379, 100						
	124	330, 200	359, 000	379, 500						
	125	330, 500	359, 400	380, 000						
	126		359, 800	380, 500						
	127		360, 200	381, 000						
	128		360, 600	381, 500						
	129		361, 000	381, 800						
	130		361, 400	382, 300						
	131		361, 800	382, 800						
	132		362, 200	383, 300						
	133		362, 400	383, 600						
	134		362, 900	384, 100						
	135		363, 300	384, 500						
	136		363, 600	384, 900						
	137		363, 900	385, 200						
	138		364, 300	385, 700						
	139		364, 800	386, 200						
	140		365, 300	386, 700						
	141		365, 600	387, 000						
	142		366, 100							
	143		366, 600							
	144		367, 100							
	145		367, 400							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246, 800	258, 600	262, 800	294, 500	311, 300	325, 700	349, 400	385, 100	417, 200	

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表
イ 教 育 職 給 料 表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,400	246,900	320,500	377,700	453,000
	2	202,700	248,400	322,300	379,200	454,800
	3	205,000	249,800	324,100	380,600	456,600
	4	207,200	251,200	325,800	382,000	458,400
	5	209,400	252,600	327,400	383,400	460,000
	6	211,700	253,800	329,300	384,900	461,700
	7	213,900	255,000	331,200	386,400	463,600
	8	216,100	256,200	333,100	387,800	465,300
	9	218,300	257,600	334,900	389,100	467,000
	10	220,500	258,800	336,900	390,600	468,600
	11	222,700	260,100	338,700	392,100	470,100
	12	224,900	261,400	340,500	393,600	471,600
	13	227,100	262,700	342,200	395,000	473,100
	14	229,200	264,600	343,900	396,500	474,400
	15	231,400	266,400	345,500	398,100	475,700
	16	233,500	268,200	347,100	399,600	477,000
	17	235,600	269,900	348,700	401,000	478,200
	18	237,400	272,200	350,000	402,600	478,900
	19	239,100	274,400	351,200	404,200	479,600
	20	240,800	276,600	352,400	405,700	480,400
	21	242,500	278,800	353,700	406,900	481,000
	22	243,800	281,000	355,400	408,300	
	23	245,100	283,200	357,000	409,700	
	24	246,400	285,300	358,500	411,000	
	25	247,600	287,300	360,000	412,600	
	26	248,800	289,200	361,600	414,000	
	27	250,000	291,100	363,200	415,300	
	28	251,200	292,900	364,700	416,700	
	29	252,300	294,700	366,200	418,100	
	30	253,500	296,600	367,800	419,400	
	31	254,700	298,400	369,400	420,900	
	32	255,900	300,100	370,900	422,400	
	33	257,000	301,800	372,400	424,000	
	34	258,300	303,600	374,000	425,400	
	35	259,600	305,300	375,600	427,000	
	36	260,900	306,900	377,100	428,500	
	37	262,300	308,500	378,600	430,200	
	38	263,700	310,200	380,100	431,700	
	39	265,000	312,000	381,600	433,300	
	40	266,300	313,800	383,000	434,900	
	41	267,600	315,100	384,400	436,400	
	42	268,600	317,000	385,900	437,900	
	43	269,600	318,800	387,300	439,200	
	44	270,500	320,500	388,700	440,400	
	45	271,200	322,200	390,200	441,600	
	46	272,100	324,100	391,800	442,900	
	47	272,900	325,800	393,400	444,100	
	48	273,700	327,500	394,800	445,300	
	49	274,500	329,200	396,000	446,400	
	50	275,300	331,000	397,500	447,600	
	51	276,000	332,800	398,900	448,800	
	52	276,800	334,500	400,200	450,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	277,600	336,200	401,400	451,200
	54	278,400	337,500	402,600	452,400
	55	279,200	338,800	403,900	453,600
	56	280,000	340,100	405,200	454,800
	57	280,700	341,600	406,500	455,900
	58	281,300	343,200	407,800	456,500
	59	282,100	344,700	409,200	457,000
	60	283,000	346,300	410,400	457,500
	61	283,800	347,800	411,600	458,000
	62	284,400	349,400	413,000	
	63	285,200	351,000	414,400	
	64	285,900	352,500	415,700	
	65	286,900	354,000	416,900	
	66	287,700	355,700	418,100	
	67	288,500	357,300	419,400	
	68	289,200	358,800	420,800	
	69	289,900	360,300	422,100	
	70	290,700	361,900	423,300	
	71	291,500	363,500	424,300	
	72	292,200	365,000	425,500	
	73	292,900	366,500	426,700	
	74	293,600	368,100	427,800	
	75	294,300	369,700	429,000	
	76	294,900	371,200	430,000	
	77	295,500	372,700	431,100	
	78	296,200	374,100	432,100	
	79	296,900	375,500	433,100	
	80	297,500	376,800	434,100	
	81	298,100	378,100	435,000	
	82	298,800	379,500	435,800	
	83	299,500	380,900	436,600	
	84	300,200	382,200	437,400	
	85	300,900	383,300	438,100	
	86	301,700	384,700	438,600	
	87	302,400	386,000	439,000	
	88	303,100	387,300	439,400	
	89	303,800	388,500	439,800	
	90	304,700	389,800	440,100	
	91	305,500	390,900	440,400	
	92	306,300	392,100	440,600	
	93	306,800	393,300	440,900	
	94	307,600	394,400	441,200	
	95	308,400	395,600	441,500	
	96	309,200	396,900	441,700	
	97	309,900	398,300	441,900	
	98	310,700	399,300	442,200	
	99	311,500	400,300	442,500	
	100	312,200	401,300	442,700	
	101	313,000	402,200	442,900	
	102	314,000	403,200	443,200	
	103	314,900	404,300	443,500	
	104	315,700	405,400	443,700	
	105	316,300	406,100	443,900	
	106	317,100	407,000		
	107	317,900	407,900		
	108	318,700	408,800		

	109	319,400	409,600			
	110	319,800	410,400			
	111	320,200	411,200			
	112	320,700	412,000			
	113	321,200	412,600			
	114	321,600	413,300			
	115	322,100	414,000			
	116	322,500	414,700			
	117	323,000	415,300			
	118	323,500	415,800			
	119	323,900	416,200			
	120	324,400	416,500			
	121	324,900	416,800			
	122	325,300	417,100			
	123	325,800	417,400			
	124	326,300	417,600			
	125	326,900	417,800			
	126	327,200	418,100			
	127	327,500	418,400			
	128	327,800	418,600			
	129	328,000	418,800			
	130	328,300	419,100			
	131	328,600	419,400			
	132	328,800	419,600			
	133	329,000	419,800			
	134	329,200	420,100			
	135	329,400	420,400			
	136	329,700	420,600			
	137	330,000	420,800			
	138	330,200	421,100			
	139	330,500	421,400			
	140	330,800	421,600			
	141	331,000	421,800			
	142	331,200	422,100			
	143	331,500	422,400			
	144	331,700	422,600			
	145	332,000	422,800			
	146	332,200				
	147	332,500				
	148	332,800				
	149	333,000				
	150	333,200				
	151	333,500				
	152	333,800				
	153	334,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		239,100	279,800	308,900	337,400	422,900

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教 育 職 給 料 表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,400	221,200	320,500	349,500	436,700
	2	202,700	223,600	322,300	351,000	438,000
	3	205,000	226,000	324,100	352,500	439,300
	4	207,200	228,400	325,800	354,000	440,600
	5	209,400	230,900	327,400	355,500	441,700
	6	211,700	233,300	329,300	356,900	442,800
	7	213,900	235,700	331,200	358,300	444,000
	8	216,100	238,100	333,100	359,700	445,200
	9	218,300	240,500	334,900	361,100	446,500
	10	220,500	242,100	336,900	362,400	447,700
	11	222,700	243,700	338,700	363,700	448,700
	12	224,900	245,300	340,500	365,000	449,800
	13	227,100	246,900	342,200	366,200	451,000
	14	229,200	248,400	343,900	367,500	451,800
	15	231,400	249,800	345,500	368,700	452,600
	16	233,500	251,200	347,100	369,900	453,500
	17	235,600	252,600	348,700	371,100	454,400
	18	237,400	253,800	350,000	372,300	454,900
	19	239,100	255,000	351,200	373,500	455,400
	20	240,800	256,200	352,400	374,600	455,900
	21	242,500	257,600	353,700	375,700	456,400
	22	243,800	258,800	355,200	376,900	
	23	245,100	260,100	356,600	378,100	
	24	246,400	261,400	357,900	379,200	
	25	247,600	262,700	359,200	380,300	
	26	248,700	264,600	360,600	381,500	
	27	249,800	266,400	362,000	382,700	
	28	250,900	268,200	363,300	383,800	
	29	252,100	269,900	364,600	384,900	
	30	253,400	272,200	366,000	386,100	
	31	254,600	274,400	367,300	387,300	
	32	255,800	276,600	368,600	388,400	
	33	256,900	278,800	369,900	389,500	
	34	258,100	281,000	371,100	390,700	
	35	259,300	283,200	372,300	391,900	
	36	260,500	285,300	373,500	393,100	
	37	261,700	287,300	374,700	394,300	
	38	262,900	289,200	375,900	395,600	
	39	264,100	291,100	377,100	396,900	
	40	265,300	292,900	378,300	398,100	
	41	266,500	294,700	379,400	399,300	
	42	267,600	296,600	380,600	400,600	
	43	268,700	298,400	381,800	401,600	
	44	269,800	300,100	383,000	402,700	
	45	270,800	301,800	384,100	403,900	
	46	271,700	303,600	385,400	405,100	
	47	272,500	305,300	386,700	406,300	
	48	273,300	306,900	387,900	407,500	
	49	274,000	308,500	388,800	408,600	
	50	274,800	310,200	390,000	409,600	
	51	275,500	312,000	391,000	410,900	
	52	276,200	313,800	392,100	412,100	
	53	277,000	315,100	392,900	413,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	277,800	317,000	394,000	414,400
	55	278,600	318,800	395,000	415,500
	56	279,300	320,500	396,000	416,600
	57	280,000	322,200	397,200	417,600
	58	280,800	324,100	398,200	418,800
	59	281,600	325,800	399,300	420,000
	60	282,300	327,500	400,400	421,200
	61	282,900	329,200	401,400	421,800
	62	283,600	331,000	402,500	422,600
	63	284,300	332,800	403,600	423,300
	64	284,900	334,500	404,600	423,800
	65	285,600	336,200	405,500	424,100
	66	286,300	337,500	406,400	424,400
	67	287,000	338,800	407,400	424,800
	68	287,700	340,100	408,400	425,200
	69	288,400	341,600	409,200	425,500
	70	289,200	343,100	410,000	425,900
	71	289,900	344,600	410,700	426,200
	72	290,600	346,100	411,500	426,500
	73	291,100	347,500	412,200	426,800
	74	291,800	349,000	412,800	427,200
	75	292,500	350,500	413,500	427,500
	76	293,100	352,000	414,200	427,800
	77	293,700	353,400	414,800	428,100
	78	294,400	354,900	415,500	428,400
	79	295,000	356,500	416,000	428,700
	80	295,600	358,000	416,600	428,900
	81	296,200	359,400	417,000	429,100
	82	296,800	360,700	417,400	
	83	297,400	362,000	417,700	
	84	298,000	363,200	418,000	
	85	298,500	364,400	418,200	
	86	299,000	365,600	418,500	
	87	299,500	366,800	418,800	
	88	300,000	367,900	419,000	
	89	300,400	369,000	419,200	
	90	301,000	370,100	419,500	
	91	301,500	371,200	419,800	
	92	302,000	372,300	420,000	
	93	302,300	373,400	420,200	
	94	302,800	374,600	420,500	
	95	303,300	375,700	420,800	
	96	303,700	376,800	421,000	
	97	304,100	377,800	421,200	
	98	304,600	378,800	421,500	
	99	305,100	379,700	421,800	
	100	305,500	380,600	422,000	
	101	305,900	381,400	422,200	
	102	306,300	382,400	422,500	
	103	306,700	383,300	422,800	
	104	307,000	384,200	423,000	
	105	307,200	385,000	423,200	
	106	307,500	385,900		
	107	307,800	386,800		
	108	308,000	387,700		
	109	308,200	388,500		
	110	308,400	389,500		
	111	308,700	390,400		
	112	309,000	391,300		

	113	309,200	391,900			
	114	309,400	392,800			
	115	309,600	393,700			
	116	309,900	394,600			
	117	310,200	395,400			
	118	310,400	396,100			
	119	310,700	397,000			
	120	311,000	397,800			
	121	311,200	398,400			
	122	311,400	399,100			
	123	311,600	399,800			
	124	311,900	400,400			
	125	312,200	401,000			
	126		401,700			
	127		402,200			
	128		402,800			
	129		403,400			
	130		404,000			
	131		404,500			
	132		405,000			
	133		405,300			
	134		405,600			
	135		405,900			
	136		406,200			
	137		406,500			
	138		406,800			
	139		407,100			
	140		407,400			
	141		407,700			
	142		408,000			
	143		408,300			
	144		408,600			
	145		408,800			
	146		409,100			
	147		409,400			
	148		409,600			
	149		409,800			
	150		410,100			
	151		410,400			
	152		410,600			
	153		410,800			
	154		411,100			
	155		411,400			
	156		411,600			
	157		411,800			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		230,300	276,700	304,100	330,800	412,900

備考1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	184,300	234,500	326,900	376,900	447,600
	2	185,400	238,800	328,900	378,300	457,500
	3	186,600	241,500	330,900	379,700	466,900
	4	187,700	244,200	332,900	381,100	476,800
	5	188,900	246,800	334,700	382,500	486,500
	6	191,000	248,400	336,700	383,900	496,300
	7	193,100	249,900	338,600	385,300	505,200
	8	195,200	251,400	340,500	386,700	513,100
	9	197,300	252,900	342,300	388,100	520,900
	10	199,300	255,000	343,900	389,600	528,100
	11	201,300	257,100	345,500	391,000	533,400
	12	203,300	259,100	347,100	392,400	537,900
	13	205,300	261,100	348,700	393,800	540,900
	14	207,200	263,400	349,700	395,300	542,900
	15	209,100	265,700	350,700	396,900	
	16	210,900	267,900	351,700	398,400	
	17	212,600	270,100	352,800	399,900	
	18	214,400	272,600	354,100	401,500	
	19	216,200	275,000	355,400	403,100	
	20	218,000	277,400	356,600	404,800	
	21	219,800	279,700	357,800	406,000	
	22	221,600	281,800	358,900	407,400	
	23	223,300	283,900	360,000	408,800	
	24	225,000	285,900	361,100	410,100	
	25	226,700	287,900	362,200	411,400	
	26	228,800	289,800	363,200	412,700	
	27	230,800	291,700	364,200	414,200	
	28	232,700	293,600	365,200	415,700	
	29	234,600	295,500	366,100	416,900	
	30	235,700	297,000	367,000	418,100	
	31	236,800	298,500	367,800	419,700	
	32	237,900	300,000	368,600	421,200	
	33	239,300	301,500	369,300	422,500	
	34	240,800	303,000	370,100	423,900	
	35	242,300	304,500	370,900	425,300	
	36	243,800	305,900	371,700	426,700	
	37	245,300	307,300	372,500	428,100	
	38	246,900	308,200	373,300	429,500	
	39	248,500	309,100	374,100	430,900	
	40	250,100	310,000	374,900	432,300	
	41	251,700	310,800	375,700	433,400	
	42	253,200	311,300	377,000	434,700	
	43	254,700	311,800	378,300	436,100	
	44	256,200	312,300	379,500	437,400	
	45	257,700	312,800	380,200	438,200	
	46	259,000	313,400	381,200	439,100	
	47	260,200	313,900	382,000	440,000	
	48	261,400	314,400	382,700	440,900	
	49	262,600	314,800	383,400	441,700	
	50	263,700	315,300	384,100	442,500	
	51	264,800	315,800	384,800	443,100	
	52	265,900	316,300	385,500	443,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員	53	267,000	316,700	386,100	444,300
	54	268,100	317,200	386,800	444,900
	55	269,100	317,600	387,600	445,400
	56	270,100	318,000	388,400	445,900
	57	271,100	318,400	389,000	446,400
	58	271,900	318,800	389,800	
	59	272,500	319,200	390,500	
	60	273,100	319,600	391,200	
	61	273,700	320,000	391,800	
	62	274,300	320,600	392,500	
	63	274,900	321,200	393,200	
	64	275,500	321,800	393,900	
	65	276,100	322,300	394,600	
	66	276,700	322,900	395,200	
	67	277,300	323,500	395,800	
	68	277,900	324,100	396,500	
	69	278,500	324,600	397,300	
	70	279,200	325,200	397,800	
	71	279,900	325,800	398,400	
	72	280,600	326,400	399,000	
	73	281,200	326,900	399,500	
	74	281,900	327,600	400,100	
	75	282,600	328,300	400,700	
	76	283,300	329,000	401,200	
	77	283,900	329,700	401,700	
	78	284,600	330,400	402,200	
	79	285,300	331,100	402,700	
	80	285,900	331,800	403,400	
	81	286,500	332,500	403,800	
	82	287,200	333,300		
	83	287,900	334,000		
	84	288,500	334,600		
	85	289,100	335,100		
	86	289,800	335,600		
	87	290,500	336,000		
	88	291,100	336,400		
	89	291,700	336,700		
	90	292,400	337,200		
	91	293,100	337,600		
	92	293,700	338,000		
	93	294,300	338,300		
	94	295,000	338,700		
	95	295,600	339,100		
	96	296,200	339,500		
	97	296,500	340,000		
	98	297,100	340,500		
	99	297,700	341,000		
	100	298,200	341,500		
	101	298,700	342,000		
	102	299,100	342,500		
	103	299,500	343,000		
	104	299,900	343,500		
	105	300,300	343,900		
	106	300,800	344,300		
	107	301,300	344,800		
	108	301,600	345,200		

	109	301,800	345,700			
	110	302,200	346,100			
	111	302,500	346,500			
	112	302,700	346,900			
	113	303,000	347,400			
	114	303,300	347,800			
	115	303,600	348,200			
	116	303,900	348,600			
	117	304,200	349,100			
	118	304,500	349,500			
	119	304,700	349,900			
	120	305,000	350,300			
	121	305,300	350,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		222,300	264,200	289,300	332,200	391,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	292,100	401,300	456,200	551,100
	2	294,400	404,000	458,200	557,200
	3	296,700	406,600	460,100	562,500
	4	298,900	409,100	462,000	567,500
	5	301,000	411,500	463,400	571,900
	6	304,500	413,700	465,200	576,200
	7	308,000	415,800	467,000	579,800
	8	311,400	417,900	468,800	582,800
	9	314,900	420,000	470,600	585,300
	10	318,400	421,500	472,400	587,600
	11	321,800	423,000	474,200	
	12	325,200	424,500	476,000	
	13	328,600	425,900	477,800	
	14	332,100	427,400	479,600	
	15	335,500	428,900	481,500	
	16	338,900	430,300	483,300	
	17	342,300	431,700	485,100	
	18	345,400	433,200	487,000	
	19	348,500	434,700	488,900	
	20	351,600	436,100	490,800	
	21	354,800	437,500	492,700	
	22	358,000	439,100	494,400	
	23	361,100	440,600	496,200	
	24	364,100	442,000	498,000	
	25	367,100	443,400	499,600	
	26	369,400	444,800	501,400	
	27	371,700	446,200	503,200	
	28	373,900	447,600	504,800	
	29	375,800	449,000	506,200	
	30	377,500	450,400	507,900	
	31	379,200	451,800	509,700	
	32	381,000	453,200	511,400	
	33	382,800	454,600	512,900	
	34	384,600	456,000	514,200	
	35	386,200	457,400	515,500	
	36	387,600	458,800	516,800	
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	37	389,000	460,200	517,800	
	38	390,500	461,900	519,100	
	39	392,000	463,500	520,400	
	40	393,500	465,100	521,700	
	41	395,000	466,700	522,800	
	42	395,700	467,900	523,600	
	43	396,300	469,100	524,400	
	44	397,100	470,200	525,200	
	45	398,000	471,200	526,100	
	46	398,600	472,200	526,900	
	47	399,200	473,100	527,700	
	48	399,800	473,900	528,400	
	49	400,400	474,600	529,200	
	50	400,900	475,300	530,000	

	51	401,400	476,000	530,700	
	52	401,900	476,600	531,600	
	53	402,400	477,300	532,500	
	54	402,800	478,000	533,300	
	55	403,200	478,600	534,200	
	56	403,600	479,200	535,100	
	57	404,000	479,500	535,900	
	58	404,400	480,100	536,800	
	59	404,800	480,900	537,700	
	60	405,200	481,600	538,400	
	61	405,600	482,000	539,200	
	62	406,000	482,600	540,100	
	63	406,400	483,300	541,000	
	64	406,800	484,000	541,900	
	65	407,100	484,400	542,700	
	66		485,000	543,600	
	67		485,600	544,500	
	68		486,100	545,400	
	69		486,600	546,200	
	70		487,100	547,100	
	71		487,600	548,000	
	72		488,100	548,900	
	73		488,500	549,700	
	74		489,000		
	75		489,400		
	76		489,900		
	77		490,400		
	78		491,000		
	79		491,600		
	80		492,000		
	81		492,500		
	82		493,100		
	83		493,700		
	84		494,200		
	85		494,700		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 302,400	円 345,200	円 400,500	円 474,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,100	227,900	263,600	282,500	315,800	361,600	416,000
	2	191,200	229,200	264,400	283,300	317,200	363,300	417,900
	3	193,300	230,600	265,200	284,100	318,600	364,900	419,800
	4	195,400	231,900	266,000	284,800	320,000	366,500	421,600
	5	197,400	233,100	266,800	285,500	321,400	368,100	423,400
	6	199,400	234,200	267,600	286,200	323,000	369,700	425,000
	7	201,400	235,200	268,400	286,900	324,500	371,300	426,600
	8	203,200	236,200	269,200	287,700	326,000	372,900	428,100
	9	205,000	237,300	270,000	288,500	327,500	374,500	429,600
	10	206,900	238,500	270,800	289,300	329,100	376,500	430,900
	11	208,800	239,800	271,700	290,100	330,600	378,500	432,200
	12	210,900	241,100	272,500	290,800	332,100	380,500	433,500
	13	212,600	242,400	273,300	291,500	333,600	381,900	434,800
	14	214,600	243,700	274,100	292,600	335,200	383,600	436,000
	15	216,800	245,000	274,900	293,700	336,700	385,300	437,200
	16	218,900	246,200	275,700	294,900	338,200	387,000	438,300
	17	221,000	247,400	276,500	296,100	339,700	388,700	439,600
	18	222,100	248,600	277,300	297,300	341,300	390,200	440,700
	19	223,200	249,800	278,100	298,500	342,900	391,700	441,900
	20	224,300	251,000	278,900	299,700	344,400	393,200	443,100
	21	225,400	252,100	279,700	300,900	345,700	394,500	444,200
	22	226,300	253,000	280,600	302,100	347,200	395,800	445,000
	23	227,200	253,800	281,500	303,300	348,700	397,200	445,400
	24	228,100	254,600	282,300	304,500	350,200	398,300	446,100
	25	229,000	255,400	283,100	305,700	351,700	399,400	446,600
	26	230,000	256,200	284,000	306,900	353,200	400,500	447,000
	27	230,900	257,000	284,900	308,000	354,700	401,600	447,400
	28	231,800	257,800	285,700	309,200	356,200	402,700	447,800
	29	232,700	258,600	286,500	310,500	357,600	403,500	448,200
	30	233,600	259,400	287,600	311,700	359,200	404,300	448,600
	31	234,500	260,200	288,600	312,900	360,700	405,100	449,000
	32	235,400	261,000	289,600	314,200	362,200	405,900	449,300
	33	236,200	261,800	290,600	315,400	363,400	406,300	449,600
	34	237,000	262,600	291,700	316,500	364,500	406,900	450,000
	35	237,800	263,300	292,700	317,700	365,700	407,400	450,300
	36	238,600	264,100	293,700	318,900	366,800	407,800	450,600
	37	239,400	265,000	294,700	320,100	367,800	408,200	450,900
	38	240,200	265,800	295,700	321,400	368,600	408,400	
	39	241,000	266,600	296,700	322,700	369,600	408,700	
	40	241,800	267,400	297,700	323,900	370,700	409,000	
	41	242,400	268,200	298,700	324,800	371,700	409,300	
	42	243,000	269,000	299,900	326,000	372,700	409,600	
	43	243,600	269,800	301,000	327,200	373,700	409,900	
	44	244,100	270,600	302,100	328,400	374,600	410,200	
	45	244,600	271,300	303,200	329,500	375,400	410,400	
	46	245,200	272,200	304,300	330,500	376,200	410,700	
	47	245,700	273,000	305,400	331,500	377,100	411,000	
	48	246,100	273,800	306,500	332,400	377,900	411,300	
	49	246,500	274,500	307,600	333,300	378,400	411,500	
	50	247,000	275,300	308,700	334,300	379,200	411,800	
	51	247,500	276,000	309,800	335,300	380,000	412,100	
定年	52	248,000	276,700	310,900	336,200	380,800	412,400	

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	248,300	277,400	311,900	336,700	381,200	412,600
	54	248,600	278,100	312,900	337,600	381,900	
	55	248,900	278,800	314,000	338,300	382,600	
	56	249,200	279,500	315,000	339,200	383,200	
	57	249,500	280,200	316,000	339,900	383,600	
	58	249,800	280,900	317,000	340,200	384,100	
	59	250,100	281,600	318,000	340,700	384,700	
	60	250,400	282,200	318,900	341,300	385,300	
	61	250,700	282,800	319,800	341,900	385,700	
	62	251,000	283,500	320,600	342,600	386,200	
	63	251,300	284,200	321,300	343,300	386,700	
	64	251,600	284,800	322,000	343,900	387,200	
	65	251,900	285,400	322,600	344,600	387,800	
	66	252,200	286,100	323,300	345,100	388,300	
	67	252,500	286,800	323,900	345,700	388,900	
	68	252,800	287,400	324,500	346,300	389,500	
	69	253,100	288,000	325,100	346,600	390,000	
	70	253,400	288,700	325,300	347,200	390,500	
	71	253,700	289,400	325,800	347,700	391,000	
	72	253,900	290,000	326,300	348,200	391,500	
	73	254,100	290,600	326,900	348,700	391,800	
	74	254,400	291,100	327,400	349,200	392,300	
	75	254,700	291,500	327,900	349,700	392,700	
	76	254,900	291,900	328,300	350,100	393,100	
	77	255,100	292,300	328,900	350,400	393,500	
	78	255,400	292,600	329,400	350,700		
	79	255,700	292,900	329,800	350,900		
	80	255,900	293,200	330,300	351,200		
	81	256,100	293,500	330,800	351,700		
	82	256,400	293,800	331,200	352,000		
	83	256,700	294,100	331,400	352,300		
	84	256,900	294,400	331,700	352,600		
	85	257,100	294,600	332,100	353,000		
	86		294,800	332,500	353,300		
	87		295,000	332,800	353,600		
	88		295,200	333,100	353,900		
	89		295,600	333,400	354,300		
	90		295,800	333,600	354,600		
	91		296,000	334,000	354,900		
	92		296,200	334,300	355,300		
	93		296,600	334,500	355,600		
	94		296,800	334,800	356,000		
	95		297,000	335,100	356,400		
	96		297,300	335,400	356,800		
	97		297,600	335,600	357,300		
	98		297,800	335,900	357,700		
	99		298,000	336,200	358,100		
	100		298,300	336,400	358,500		
	101		298,600	336,600	359,000		
	102		298,800	336,800			
	103		299,000	337,200			
	104		299,300	337,400			
	105		299,600	337,600			
	106			338,000			
	107			338,400			
	108			338,800			

	109			339,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,500	220,100	248,700	262,300	288,000	329,200	371,900

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医 療 職 給 料 表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,200	241,200	282,500	295,900	320,100	362,900	417,300
	2	210,100	243,400	283,000	296,500	321,100	364,600	419,500
	3	211,900	245,600	283,500	297,100	322,100	366,300	421,700
	4	213,600	247,800	284,000	297,600	323,100	368,000	423,800
	5	215,300	250,000	284,500	298,100	324,100	369,800	425,700
	6	217,200	251,000	285,000	298,700	325,300	371,800	427,600
	7	219,000	251,900	285,500	299,300	326,500	373,800	429,400
	8	220,700	252,800	286,000	299,800	327,700	375,800	431,300
	9	222,400	253,700	286,500	300,300	328,800	377,500	433,000
	10	224,400	254,900	287,000	300,900	330,000	379,600	434,600
	11	226,300	256,000	287,500	301,500	331,100	381,700	436,300
	12	228,200	256,900	288,000	302,000	332,200	383,700	437,900
	13	230,200	257,700	288,500	302,500	333,300	385,600	439,300
	14	232,200	258,400	289,000	303,200	334,500	387,200	440,600
	15	234,200	259,100	289,500	303,900	335,600	389,000	442,200
	16	236,200	260,000	290,000	304,600	336,700	390,800	443,700
	17	238,200	261,100	290,500	305,300	337,800	392,500	445,400
	18	240,200	262,200	291,000	306,200	339,000	394,200	447,000
	19	242,300	263,300	291,500	307,100	340,100	396,100	448,400
	20	244,300	264,400	292,000	308,000	341,200	397,900	449,800
	21	246,200	265,500	292,500	308,800	342,300	399,600	450,900
	22	247,400	266,600	293,000	309,700	343,500	401,300	452,200
	23	248,600	267,700	293,500	310,600	344,600	403,100	453,500
	24	249,700	268,800	294,000	311,500	345,700	404,800	454,900
	25	250,800	269,800	294,500	312,300	346,800	406,400	455,900
	26	251,700	270,900	295,100	313,300	348,100	408,100	456,600
	27	252,600	272,100	295,900	314,200	349,400	409,900	457,400
	28	253,500	273,100	296,700	315,100	350,700	411,700	458,000
	29	254,300	274,100	297,400	315,900	351,900	413,200	458,900
	30	255,100	274,800	298,200	317,000	353,400	414,700	459,600
	31	255,800	275,500	299,000	318,100	354,900	416,200	460,400
	32	256,500	276,200	299,800	319,200	356,500	417,500	461,200
	33	257,300	276,900	300,500	320,300	357,700	418,600	461,900
	34	258,100	277,500	301,300	321,400	359,200	419,700	462,600
	35	258,900	278,000	302,100	322,500	360,600	420,800	463,300
	36	259,600	278,500	302,800	323,600	362,000	422,000	464,100
	37	260,300	279,000	303,600	324,700	363,400	423,300	464,900
	38	261,200	279,600	304,400	325,900	364,400	424,400	465,700
	39	262,100	280,100	305,200	327,000	365,800	425,600	466,400
	40	262,900	280,600	306,000	328,100	367,100	426,700	467,100
	41	263,700	281,000	306,700	328,900	368,400	427,900	467,900
	42	264,600	281,500	307,700	330,000	369,800	428,900	
	43	265,400	282,000	308,700	331,100	371,100	430,000	
	44	266,200	282,500	309,600	332,100	372,400	431,100	
	45	267,000	283,000	310,500	333,100	373,900	432,100	
	46	267,700	283,500	311,500	334,100	375,100	432,600	
	47	268,400	284,000	312,500	335,100	376,200	433,200	
	48	269,000	284,500	313,500	336,100	377,400	433,600	
	49	269,600	285,000	314,400	337,300	378,500	434,200	
	50	270,100	285,500	315,400	338,600	379,400	434,700	
	51	270,600	286,000	316,400	339,800	380,400	435,100	
	52	271,000	286,500	317,400	341,000	381,300	435,600	

	53	271,400	287,000	318,200	341,900	381,900	436,100
	54	272,000	287,500	319,200	343,100	382,700	436,500
	55	272,500	288,000	320,200	344,200	383,500	436,800
	56	272,900	288,500	321,100	345,500	384,300	437,100
	57	273,300	289,000	322,000	346,500	385,000	437,500
	58	273,700	289,800	323,000	347,400	385,700	
	59	274,100	290,600	324,000	348,500	386,400	
	60	274,500	291,300	324,900	349,700	387,000	
	61	274,900	292,000	325,800	350,800	387,600	
	62	275,300	292,900	327,000	352,000	388,200	
	63	275,700	293,800	328,200	353,200	388,900	
	64	276,100	294,600	329,400	354,200	389,500	
	65	276,500	295,400	330,100	355,300	390,200	
	66	276,900	296,300	331,200	356,300	390,700	
	67	277,300	297,100	332,300	357,400	391,300	
	68	277,700	297,900	333,200	358,500	391,800	
	69	278,100	298,700	334,300	359,300	392,200	
	70	278,600	299,600	335,000	360,400	392,800	
	71	279,100	300,500	336,100	361,500	393,300	
	72	279,500	301,400	337,200	362,500	393,600	
	73	279,900	302,300	338,300	363,200	393,900	
	74	280,500	303,200	339,500	364,000	394,400	
	75	281,100	304,100	340,600	364,800	394,800	
	76	281,600	305,000	341,700	365,500	395,100	
	77	282,100	305,800	342,800	366,100	395,400	
	78	282,700	306,800	343,900	366,600	395,900	
	79	283,300	307,800	344,900	367,100	396,400	
	80	283,800	308,700	346,000	367,600	396,900	
	81	284,300	309,200	346,900	368,200	397,200	
	82	284,800	310,100	347,900	368,700	397,600	
	83	285,300	311,000	348,800	369,200	398,100	
	84	285,800	311,800	349,800	369,700	398,500	
	85	286,300	312,600	350,700	370,100	398,900	
	86	286,800	313,700	351,500	370,500		
	87	287,300	314,700	352,300	371,100		
	88	287,800	315,700	353,100	371,600		
	89	288,300	316,600	353,700	371,900		
	90	288,800	317,700	354,300	372,400		
	91	289,300	318,700	354,900	372,800		
	92	289,800	319,700	355,600	373,100		
	93	290,300	320,500	356,000	373,700		
	94	290,900	321,200	356,400	374,200		
	95	291,500	321,900	356,900	374,700		
	96	292,100	322,500	357,300	375,200		
	97	292,700	323,000	357,800	375,800		
	98	293,200	323,300	358,200	376,300		
	99	293,700	323,900	358,700	376,800		
	100	294,200	324,500	359,100	377,200		
	101	294,700	324,900	359,400	377,800		
	102	295,200	325,500	359,900	378,300		
	103	295,700	326,100	360,300	378,800		
	104	296,100	326,600	360,600	379,300		
	105	296,500	327,000	361,000	379,900		
	106	297,000	327,500	361,500	380,300		
	107	297,500	328,000	362,000	380,800		
	108	297,800	328,500	362,500	381,300		

	109	298, 000	328, 900	363, 000	381, 900			
	110	298, 300	329, 300	363, 500				
	111	298, 500	329, 600	364, 000				
	112	298, 800	329, 900	364, 400				
	113	299, 100	330, 200	364, 800				
	114	299, 300	330, 600	365, 200				
	115	299, 600	330, 900	365, 700				
	116	299, 800	331, 200	366, 200				
	117	300, 100	331, 400	366, 600				
	118	300, 400	331, 700	367, 100				
	119	300, 700	332, 000	367, 600				
	120	301, 000	332, 200	368, 100				
	121	301, 300	332, 400	368, 400				
	122	301, 700	332, 700					
	123	302, 000	333, 000					
	124	302, 300	333, 300					
	125	302, 500	333, 500					
	126	302, 700	333, 800					
	127	303, 000	334, 200					
	128	303, 400	334, 400					
	129	303, 600	334, 600					
	130	303, 900	334, 800					
	131	304, 300	335, 200					
	132	304, 700	335, 400					
	133	304, 900	335, 700					
	134	305, 200	336, 100					
	135	305, 500	336, 500					
	136	305, 800	336, 900					
	137	306, 000	337, 200					
	138	306, 300	337, 600					
	139	306, 600	338, 000					
	140	306, 900	338, 400					
	141	307, 100	338, 700					
	142	307, 500	339, 100					
	143	307, 900	339, 400					
	144	308, 200	339, 800					
	145	308, 400	340, 100					
	146	308, 600	340, 500					
	147	308, 900	340, 900					
	148	309, 300	341, 300					
	149	309, 500	341, 600					
	150	309, 700	342, 000					
	151	310, 000	342, 400					
	152	310, 300	342, 800					
	153	310, 700	343, 100					
	154	310, 900						
	155	311, 100						
	156	311, 400						
	157	311, 700						
	158	312, 000						
	159	312, 300						
	160	312, 600						
	161	313, 000						
	162	313, 400						
	163	313, 700						
	164	314, 000						

	165	314,400						
	166	314,700						
	167	315,000						
	168	315,300						
	169	315,700						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		240,300	260,800	268,100	278,600	295,000	332,700	377,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第4 切替要領

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表に定める号給とする。

別表 号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		

52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						

107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	

51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					

106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

教育職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	

51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	

51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9

51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4

51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35

52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				

107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34

51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			

106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

参 考 資 料

職 員 給 与

第 1 表 給料表別、部局別人員

区 分		部 局 別 人 員						計		給料表別構成比	
		知事部局 (企業職員 を除く)	警 察	議 会	教 委 員 育 会	そ の 他 の 行政委員会	企 業 職 員				
		人	人	人	人	人	人	人	%	%	
行 政 職		2,624	286	24	400	29		3,363	24.4	24.2	
公 安 職			1,949					1,949	14.1	14.0	
教 育 職 (一)					1,998			1,998	14.5	14.4	
教 育 職 (二)					1			1	0.0	0.0	
研 究 職		204	14					218	1.6	1.6	
医 療 職 (一)		170						170	1.2	1.2	
医 療 職 (二)		211			6			217	1.6	1.5	
医 療 職 (三)		812	2		1			815	5.9	5.9	
計		4,021	2,251	24	2,406	29		8,731	63.3	62.8	
県費負担職員	教育職(二)				4,831			4,831	35.1	34.7	
	行 政 職				226			226	1.6	1.6	
	計				5,057			5,057	36.7	36.3	
合 計		4,021	2,251	24	7,463	29		13,788	100.0	99.1	
参 考	技 労 務 能 職	65	2	2	12			81		0.6	
	企 業 職 員 行 政 職						41	41		0.3	
	総 計	4,086	2,253	26	7,475	29	41	13,910		100.0	
	部 局 別 構 成 比	% 29.4	% 16.2	% 0.2	% 53.7	% 0.2	% 0.3	% 100.0			

第2表 平均給与月額

区 分		全 給 料 表	う ち 主 な も の			
			行 政 職	公 安 職	教育職(一)	教育職(二)
適 用 人 員		13,788 人	3,589	1,949	1,998	4,832
平均 給与 月額	給 料	345,594 円	326,247	321,685	377,929	356,590
	諸 手 当	33,983 円	34,065	31,652	28,593	27,275
	計	379,577 円	360,312	353,337	406,522	383,865
平 均 年 齢		40.1 歳	41.0	36.7	42.4	39.7
(参考) 学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	83.7 %	73.8	64.4	98.2	98.5
	短 大 卒	7.8 %	11.7	2.4	1.5	1.5
	高 校 卒	8.5 %	14.5	33.2	0.3	—
	中 学 卒	0.0 %	—	0.0	—	—

- (注) 1 行政職及び教育職(二)の適用人員には、それぞれ県費負担職員を含む。
2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
3 諸手当は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務・へき地手当(これに準ずるものを含む。)、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び管理職手当である。

民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本県の一般職の職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を令和6年4月から6月にかけて調査したものである。

2 調査機関

本委員会並びに人事院及び各県等の人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所587事業所（従業員数85,749人）

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、産業、規模等により13層に層化し、経費、労力等を考慮して定めた抽出率を用いて、これらの層から153事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第3表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

6,070人（うち初任給関係469人）であるが、行政職に相当する調査実人員は5,337人（うち初任給関係407人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は28,160人であり、うち行政職に相当するものは22,881人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

(2) 集計については、その一部を人事院に依頼した。

第3表 産業別、規模別調査事業所数

企 業 規 模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業					
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
	132	50	63	19	
建 設 業	14	6	6	2	
製 造 業	54	20	23	11	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	0	
情報通信業、運輸業、郵便業	24	8	15	1	
卸 売 業 、 小 売 業	8	4	2	2	
学術研究、専門・技術サービス業	3	0	3	0	
金 融 業 、 保 険 業	4	1	3	0	
宿泊業、飲食サービス業	3	1	0	2	
教育、学習支援業、医療、福祉	9	4	5	0	
サ ー ビ ス 業 （ そ の 他 ）	11	4	6	1	

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能・規模不適の事業所が21あった。
2 「500人以上」とは企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、下表について同じ。)

第4表 職種別、学歴別、規模別初任給

学 歴	職 種	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	規模計
		円	円	円	円
大 学 卒	新卒事務員	234,248	210,050	215,100	222,555
	新卒技術者	215,285	216,184	※	216,082
	計	231,411	213,350	215,667	220,062
短 大 卒	新卒事務員	192,347	190,817	※	191,888
	新卒技術者	209,859	191,220	—	199,831
	計	198,578	191,128	191,000	195,440
高 校 卒	新卒事務員	177,403	174,822	182,500	176,525
	新卒技術者	181,991	180,947	※	181,469
	計	179,722	178,111	183,125	179,035

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
2 「※」は、調査事業所が1事業所の場合である。
3 「—」は、該当人員のいないことを示す。

備考 職員の場合、現行の初任給（事務・技術共通）は、大学卒程度 196,700円、短大卒程度 179,500円、高校卒程度 167,000円である。

第5表 職種別、規模別、学歴別給与額等

その1 規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	51.0	749,691	14,357	735,334	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	3	53.3	840,373	0	840,373	
	短 大 卒	1	※	※	※	※	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	5	54.4	672,300	0	672,300	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	2	55.0	695,715	0	695,715	
	短 大 卒	1	※	※	※	※	
	高 校 卒	2	53.0	700,634	0	700,634	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	95	52.7	596,453	1,614	594,839	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	66	52.9	622,439	2,079	620,360	
	短 大 卒	14	52.9	552,928	0	552,928	
	高 校 卒	15	51.9	522,733	1,074	521,659	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	119	51.9	693,540	2,083	691,457	同 上
	大 学 卒	89	52.0	718,735	2,671	716,064	
	短 大 卒	12	51.7	712,183	0	712,183	
	高 校 卒	18	51.4	556,540	565	555,975	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 次 長	20	51.2	536,075	2,134	533,941	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者。職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職。中 間 職 (部 長 一 課 長 間)
	大 学 卒	13	51.7	605,137	861	604,276	
	短 大 卒	3	46.0	367,267	5,268	361,999	
	高 校 卒	4	53.5	438,229	3,919	434,310	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	13	52.9	679,362	0	679,362	同 上

(注) 「※」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
	大 学 卒	10	53.2	719,874	0	719,874	
	短 大 卒	2	50.0	392,660	0	392,660	
	高 校 卒	1	※	※	※	※	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	160	49.7	564,716	11,725	552,991	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長。 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
	大 学 卒	87	48.4	556,787	14,632	542,155	
	短 大 卒	18	50.4	497,200	13,203	483,997	
	高 校 卒	54	51.9	601,193	5,471	595,722	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 課 長	245	48.1	599,594	16,019	583,575	同 上
	大 学 卒	171	46.9	609,699	11,160	598,539	
	短 大 卒	27	51.5	608,391	2,785	605,606	
	高 校 卒	47	50.3	557,777	41,300	516,477	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長代理	44	49.7	667,835	40,329	627,506	前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者。課長 に直属し部下4人以上を 有する者。職能資格等が 上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課 長代理級専門職。中間職 (課長一係長間)
	大 学 卒	30	48.7	665,582	40,508	625,074	
	短 大 卒	3	48.7	685,382	43,665	641,717	
	高 校 卒	11	52.7	669,194	38,934	630,260	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	25	47.0	579,425	71,458	507,967	同 上
	大 学 卒	18	47.0	599,957	56,750	543,207	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	7	47.1	526,630	109,277	417,353	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 長	452	44.6	396,601	40,527	356,074	係長等の職名を有す る者又は係長級専門 職
	大 学 卒	227	42.5	396,761	43,934	352,827	
	短 大 卒	83	44.7	376,011	29,394	346,617	
	高 校 卒	140	47.7	405,927	41,882	364,045	

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
	中 学 卒	2	44.0	580,053	21,061	558,992	
	技 術 係 長	265	45.3	474,794	67,908	406,886	係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大 学 卒	167	43.8	457,991	66,206	391,785	
	短 大 卒	28	48.6	451,640	46,513	405,127	
	高 校 卒	70	47.5	524,143	80,527	443,616	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	335	42.0	354,570	28,807	325,763	係長等のいる事業所における主任。係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者。係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任。中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	188	39.2	354,627	28,897	325,730	
	短 大 卒	69	46.6	335,457	28,290	307,167	
	高 校 卒	77	44.4	371,496	29,005	342,491	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 主 任	300	40.2	406,183	59,204	346,979	同 上
	大 学 卒	228	39.2	409,949	61,594	348,355	
	短 大 卒	28	46.7	417,783	57,754	360,029	
	高 校 卒	43	41.5	381,670	48,578	333,092	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	事 務 係 員	1,535	38.2	304,245	27,509	276,736	
	大 学 卒	725	35.7	318,394	30,360	288,034	
	短 大 卒	347	40.8	287,313	22,138	265,175	
	高 校 卒	459	40.2	295,108	27,043	268,065	
	中 学 卒	4	46.0	256,942	30,086	226,856	
	技 術 係 員	1,313	35.2	349,718	48,372	301,346	
	大 学 卒	686	33.1	343,994	45,770	298,224	
	短 大 卒	179	38.1	347,726	47,600	300,126	
	高 校 卒	448	37.1	359,280	52,663	306,617	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

(注) 「中間職（〇〇－〇〇間）」とは、前後の職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が前後の職の間に位置付けられる者をいう。（以下その2からその4において同じ。）

その2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	51.0	749,691	14,357	735,334	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	3	53.3	840,373	0	840,373	
	短 大 卒	1	※	※	※	※	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	工 場 長	4	55.5	638,736	0	638,736	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	2	55.0	695,715	0	695,715	
	短 大 卒	1	※	※	※	※	
	高 校 卒	1	※	※	※	※	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 部 長	43	52.7	700,985	189	700,796	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	37	52.8	706,544	168	706,376	
	短 大 卒	3	52.0	691,701	0	691,701	
	高 校 卒	3	52.0	641,706	639	641,067	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技 術 部 長	86	51.9	747,718	1,245	746,473	同 上
	大 学 卒	74	52.0	746,143	1,444	744,699	
	短 大 卒	7	50.3	805,519	0	805,519	
	高 校 卒	5	52.4	690,112	34	690,078	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 部 次 長	9	54.9	686,073	216	685,857	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 。 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)
	大 学 卒	9	54.9	686,073	216	685,857	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技 術 部 次 長	9	54.0	782,639	0	782,639	同 上
	大 学 卒	8	53.8	774,513	0	774,513	

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和 6 年 4 月 分 平均 支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	※	※	※	※	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	117	49.9	610,026	11,877	598,149	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長。 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
	大 学 卒	68	48.2	587,484	15,331	572,153	
	短 大 卒	8	50.5	576,377	13,447	562,930	
	高 校 卒	41	52.5	653,978	5,843	648,135	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 課 長	206	48.0	627,386	14,983	612,403	同 上
	大 学 卒	149	47.0	632,777	10,709	622,068	
	短 大 卒	22	51.2	642,678	1,406	641,272	前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者。課長 に直属し部下 4 人以上を 有する者。職能資格等が 上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課 長代理級専門職。中間職 (課長一係長間)
	高 校 卒	35	50.6	594,826	41,712	553,114	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長代理	44	49.7	667,835	40,329	627,506	
	大 学 卒	30	48.7	665,582	40,508	625,074	
	短 大 卒	3	48.7	685,382	43,665	641,717	
	高 校 卒	11	52.7	669,194	38,934	630,260	同 上
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	24	46.9	582,135	68,617	513,518	
	大 学 卒	17	46.8	604,989	51,874	553,115	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	7	47.1	526,630	109,277	417,353	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	係長等の職名を有す る者又は係長級専門 職
	事 務 係 長	269	44.1	413,580	37,954	375,626	
	大 学 卒	144	41.9	400,078	38,544	361,534	
	短 大 卒	50	44.4	395,306	31,481	363,825	
	高 校 卒	74	48.0	446,548	41,686	404,862	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
						(A)－(B)	
				き ま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	201	44.8	482,643	66,521	416,122	係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大 学 卒	129	43.4	457,183	62,404	394,779	
	短 大 卒	19	47.9	455,499	30,984	424,515	
	高 校 卒	53	47.4	554,343	89,282	465,061	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 主 任	160	42.7	383,310	26,764	356,546	係長等のいる事業所における主任。係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者。係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任。中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	88	39.0	376,334	26,020	350,314	
	短 大 卒	39	49.7	360,877	31,193	329,684	
	高 校 卒	33	44.2	428,424	23,512	404,912	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技 術 主 任	227	40.6	418,856	59,893	358,963	同 上
	大 学 卒	176	39.5	420,571	59,571	361,000	
	短 大 卒	23	46.2	428,422	65,731	362,691	
	高 校 卒	28	42.3	400,216	57,116	343,100	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 係 員	807	38.5	321,110	28,018	293,092	
	大 学 卒	392	35.4	337,653	33,695	303,958	
	短 大 卒	191	42.7	301,323	22,021	279,302	
	高 校 卒	222	40.2	309,738	23,293	286,445	
	中 学 卒	2	47.0	230,705	12,493	218,212	
	技 術 係 員	917	35.7	366,984	52,554	314,430	
	大 学 卒	432	33.8	362,797	49,275	313,522	
	短 大 卒	123	37.8	360,528	51,659	308,869	
	高 校 卒	362	37.3	374,173	56,772	317,401	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

その3 規模500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	－	－	－	－	－	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	工 場 長	1	※	※	※	※	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	1	※	※	※	※	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 部 長	47	53.0	520,029	961	519,068	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	27	53.1	523,716	1,148	522,568	
	短 大 卒	10	53.4	527,527	0	527,527	
	高 校 卒	10	52.2	502,574	1,420	501,154	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技 術 部 長	28	51.7	546,452	4,673	541,779	同 上
	大 学 卒	13	51.5	571,756	10,064	561,692	
	短 大 卒	5	53.6	581,513	0	581,513	
	高 校 卒	10	51.0	496,026	0	496,026	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 部 次 長	10	49.6	422,262	2,851	419,411	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者。職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職。中 間 職 (部 長 一 課 長 間)
	大 学 卒	4	44.5	423,033	2,314	420,719	
	短 大 卒	2	52.0	388,787	1,789	386,998	
	高 校 卒	4	53.5	438,229	3,919	434,310	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技 術 部 次 長	4	50.5	446,988	0	446,988	同 上
	大 学 卒	2	51.0	501,315	0	501,315	

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまってる 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
	短 大 卒	2	50.0	392,660	0	392,660	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	39	49.5	443,066	12,383	430,683	2係以上又は構成員 10人以上の課の長。 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
	大 学 卒	18	49.7	449,822	12,806	437,016	
	短 大 卒	7	51.1	433,065	18,081	414,984	
	高 校 卒	13	49.8	434,716	4,298	430,418	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 課 長	39	48.5	452,795	21,490	431,305	同 上 前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者。課長 に直属し部下4人以上を 有する者。職能資格等が 上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課 長代理級専門職。中間職 (課長－係長間)
	大 学 卒	22	46.9	453,397	14,212	439,185	
	短 大 卒	5	52.8	457,529	8,855	448,674	
	高 校 卒	12	49.7	449,717	40,097	409,620	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務課長代理	－	－	－	－	－	
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	1	※	※	※	※	
	大 学 卒	1	※	※	※	※	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 係 長	162	45.2	377,799	46,971	330,828	係長等の職名を有す る者又は係長級専門 職
	大 学 卒	76	43.2	393,957	55,906	338,051	
	短 大 卒	30	45.7	351,815	28,360	323,455	
	高 校 卒	55	48.0	370,546	44,873	325,673	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	63	47.0	452,034	72,413	379,621	係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大 学 卒	37	45.8	464,239	79,552	384,687	
	短 大 卒	9	50.2	443,492	79,295	364,197	
	高 校 卒	17	48.0	429,992	53,233	376,759	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 主 任	151	41.6	333,493	33,507	299,986	係長等のいる事業所における主任。係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者。係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任。中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	90	39.3	339,813	33,651	306,162	
	短 大 卒	27	42.6	302,516	27,239	275,277	
	高 校 卒	33	46.7	340,818	38,279	302,539	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 主 任	73	39.1	366,776	57,062	309,714	同 上
	大 学 卒	52	37.8	373,999	68,439	305,560	
	短 大 卒	5	49.2	368,843	21,062	347,781	
	高 校 卒	15	40.0	347,052	32,640	314,412	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	事 務 係 員	657	38.2	286,671	27,398	259,273	
	大 学 卒	301	36.3	296,797	26,907	269,890	
	短 大 卒	137	38.4	270,491	22,878	247,613	
	高 校 卒	218	40.6	282,883	31,041	251,842	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 係 員	385	33.7	309,115	38,321	270,794	
	大 学 卒	249	31.9	311,767	39,643	272,124	
	短 大 卒	54	38.5	318,820	37,808	281,012	
	高 校 卒	82	36.0	294,672	34,647	260,025	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

その4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	工 場 長	－	－	－	－	－	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 部 長	5	50.8	415,858	20,004	395,854	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	2	52	399,263	50,009	349,254	
	短 大 卒	1	※	※	※	※	
	高 校 卒	2	50.0	445,070	0	445,070	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技 術 部 長	5	52.4	585,380	2,000	583,380	同 上
	大 学 卒	2	54.0	660,000	0	660,000	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	3	51	535,633	3,333	532,300	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 部 次 長	1	※	※	※	※	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者。職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職。中 間 職 (部 長 一 課 長 間)
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	1	※	※	※	※	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技 術 部 次 長	－	－	－	－	－	同 上
	大 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 課 長	4	46.5	425,485	875	424,610	2係以上又は構成員
	大 学 卒	1	※	※	※	※	10人以上の課の長。
	短 大 卒	3	48.7	435,710	1,167	434,543	職能資格等が上記課
	高 校 卒	－	－	－	－	－	の長と同等と認めら
	中 学 卒	－	－	－	－	－	れる課の長及び課長
	技 術 課 長	－	－	－	－	－	級専門職
	大 学 卒	－	－	－	－	－	同 上
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務課長代理	－	－	－	－	－	前記課長に事故等のある
	大 学 卒	－	－	－	－	－	ときの職務代行者。課長
	短 大 卒	－	－	－	－	－	に直属し部下に係長等の
	高 校 卒	－	－	－	－	－	役職者を有する者。課長
	中 学 卒	－	－	－	－	－	に直属し部下4人以上を
	技術課長代理	－	－	－	－	－	有する者。職能資格等が
	大 学 卒	－	－	－	－	－	上記課長代理と同等と認
	短 大 卒	－	－	－	－	－	められる課長代理及び課
	高 校 卒	－	－	－	－	－	長代理級専門職。中間職
	中 学 卒	－	－	－	－	－	(課長－係長間)
	事 務 係 長	21	45.3	324,156	23,782	300,374	同 上
	大 学 卒	7	47.7	358,982	24,844	334,138	
	短 大 卒	3	40.7	296,402	4,962	291,440	係長等の職名を有す
	高 校 卒	11	45.1	309,564	28,238	281,326	る者又は係長級専門
	中 学 卒	－	－	－	－	－	職

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	人 1	歳 ※	円 ※	円 ※	円 ※	係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大 学 卒	1	※	※	※	※	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 主 任	24	39.2	295,582	12,857	282,725	係長等のいる事業所における主任。係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者。係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任。中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	10	39.6	296,933	11,426	285,507	
	短 大 卒	3	42.7	301,467	0	301,467	
	高 校 卒	11	37.8	292,748	17,665	275,083	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技 術 主 任	－	－	－	－	－	同 上
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	－	－	－	－	－	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事 務 係 員	71	35.7	275,170	22,754	252,416	
	大 学 卒	32	34.4	285,608	21,995	263,613	
	短 大 卒	19	38.1	267,779	17,982	249,797	
	高 校 卒	19	35.2	264,444	24,982	239,462	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 係 員	11	40.7	331,528	51,444	280,084	
	大 学 卒	5	36.4	324,293	48,155	276,138	
	短 大 卒	2	48.0	340,837	62,392	278,445	
	高 校 卒	4	42.5	335,917	50,082	285,835	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

その5 給与比較の対象外職種（規模計）

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 副 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 学 部 長	21	62.3	723,212	0	723,212	
	大 学 教 授	91	55.1	531,330	1,836	529,494	
	大 学 准 教 授	70	48.3	459,668	1,975	457,693	
	大 学 講 師	51	39.6	379,529	781	378,748	
	大 学 助 教	16	37.8	364,297	3,413	360,884	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	1	※	※	※	※	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和 6 年 4 月 分 平均 支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	人 1	歳 ※	円 ※	円 ※	円 ※	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	2	61.5	1,667,760	10,900	1,656,860	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	4	41.5	1,280,210	424,763	855,447	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	30	51.0	1,161,225	161,204	1,000,021	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	2	51.0	417,979	2,958	415,021	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	22	44.4	387,310	47,330	339,980	
	診療放射線技師	32	44.6	364,756	51,555	313,201	
	臨床検査技師	33	41.6	321,085	28,935	292,150	
	栄 養 士	19	40.3	288,539	12,134	276,405	
	理学療法士	57	33.6	290,928	6,415	284,513	
	作業療法士	26	36.2	299,056	5,104	293,952	
	総 看 護 師 長	4	59.5	468,178	0	468,178	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	48	49.2	450,716	51,618	399,098	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師	119	42.1	334,631	34,663	299,968	
	准 看 護 師	22	45.5	288,658	42,492	246,166	

(参考１) 給与比較上の対応関係

行政職の職員の 職 務 の 級 (主たる役職)	対 応 民 間 職 種			
	企業規模500人以上の 事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模100人未満の 事業所	
9 級 (部 長)	支店長、工場長、 部長、次長	支店長、工場長、 部長、次長	支店長、工場長、 部長、次長	
8 級 (統 括 次 長)	課 長			支店長、工場長、 部長、次長
7 級 (次 長)				
6 級 (課 長)	課 長 代 理	課 長	支店長、工場長、 部長、次長	
5 級 (統括課長補佐)				
4 級 (課 長 補 佐)	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理	
3 級 (係 長)		係 長	係 長	
2 級 (主事・技師)	主 任	主 任	主 任	
1 級 (主事・技師)	係 員	係 員	係 員	

(参考２) 公民比較における比較給与種目

民間給与	職員の給与
きまって支給する給与から 時間外手当及び通勤手当を 除いたもの	給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、管理職手当、 地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基 礎額）、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地 手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

(注) 1 「きまって支給する給与」とは、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与をいう。

2 「時間外手当」とは、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

項目 学歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	39.0 (36.3)	74.9 (59.2)	25.1 (40.8)	0.0 (0.0)	61.0 (63.7)
高 校 卒	26.7 (25.8)	74.3 (64.9)	25.7 (35.1)	0.0 (0.0)	73.3 (74.2)

(注) 1 表中の初任給の改定状況の欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

2 () 内は、令和5年の調査結果である。

第7表 民間における給与改定の状況

(単位：％)

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	69.6 (59.9)	3.2 (2.4)	0.0 (0.0)	27.2 (37.7)
課 長 級	57.1 (46.7)	3.5 (5.3)	0.0 (0.0)	39.4 (48.0)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 () 内は、令和5年の調査結果である。

第8表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	前 年 比			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	93.9 (97.7)	93.9 (97.7)	33.5 (39.7)	6.7 (0.7)	53.7 (57.3)	0.0 (0.0)	6.1 (2.3)
課 長 級	80.3 (84.5)	80.3 (83.6)	27.0 (34.3)	5.1 (0.7)	48.2 (48.6)	0.0 (0.9)	19.7 (15.5)

(注) 1 ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 () 内は、令和5年の調査結果である。

第9表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		86.8%
配偶者に家族手当を支給する		(76.7%)
子に家族手当を支給する		(99.4%)
家 族 手 当 制 度 が な い		13.2%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	11,244円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,155円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,773円
	子 1 人	11,529円
	子 2 人	19,115円
	子 3 人	27,160円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

3 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円（行政職給料表7級以下の職員に支給される額）、子については、1人につき10,000円であり、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	事 業 所 割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	4.6%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	5.1%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	90.3%

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第10表 民間における通勤手当の支給状況

(単位：％)

その１ 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
88.1	(48.2)	(0.7)	(42.6)	(8.5)	11.9

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その２ 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
82.8	(72.6)	(0.0)	(8.0)	(19.4)	17.2

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第11表 民間における賞与の配分状況

(単位：％)

区 分	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	45.0	55.0	44.7	55.3	48.1	51.9

標準生計費

令和6年4月の標準生計費

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を費目別、世帯人員別に算定した。

標準生計費は、次の費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	-----	食料
住居関係費	-----	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	-----	被服及び履物
雑費 I	-----	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	-----	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第12表 金沢市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	37,150	47,220	61,370	75,520	89,680
住居関係費	47,030	52,710	48,590	44,470	40,350
被服・履物費	7,450	6,960	10,620	14,290	17,950
雑費 I	22,860	31,350	48,040	64,740	81,440
雑費 II	9,550	17,220	21,640	26,060	30,490
計	124,040	155,460	190,260	225,080	259,910